
○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち町長からあいさつがございます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用の中ご出席をいただき誠にありがとうございます。

早いもので平成23年度も残すところ1カ月余りとなりましたが、各事務事業につきましては、おおむね順調に推移し、年度末へ向け最終仕上げの段階に入っているところでございます。これもひとえに議員各位のご理解、ご協力のたまものと改めて感謝申し上げます。

さて、本定例会でございますが、条例の新規制定5件、条例の一部改正5件、一部事務組合の規約変更協議1件、道路線の変更1件、各会計の補正予算及び当初予算14件、人事案件2件の計28件の議案を提案させていただいております。

条例の新規制定につきましては、社会全体で暴力団排除を推進するための条例制定や町の附属機関を設置するための条例、また一部改正では長南町税条例の改正、一部事務組合の規約改正に係る協議、予算関連議案では各会計における事務事業の精算に係る補正、並びに先般の予算大綱におきましてご説明申し上げました平成24年度各会計の当初予算をお願いするものでございます。

なお、平成23年度一般会計補正予算では、民生費の子ども手当制度の改正に対応するためのシステム改修に係る経費、農林水産業費で利根里地区ほ場整備事業に係る経費を繰越明許費として設定させていただいているところでございます。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議をいただき、全議案ご可決くださいますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎開会の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成24年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

14番 松崎 剛忠君

1番 大倉 正幸君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 勲君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、丸 敏光君。

[議会運営委員長 丸 敏光君登壇]

○議会運営委員長（丸 敏光君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る2月20日に委員会を開催し、平成24年第1回定例会の議会運営について協議・検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定5件、一部事務組合に関する協議、条例の一部改正5件、道路線の変更、平成23年度の補正予算7件、平成24年度の各会計当初予算7件、諮問2件、計28議案が提出されます。

また、一般質問を8人が行うことになっています。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日28日から3月7日までの9日間とすることに決定をいたしました。

なお、本定例会に提出されております平成24年度長南町一般会計予算については、その内容が複雑多岐にわたるため、特別委員会を設置してこれに付託して詳細に審査すべきであるという結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成24年第1回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松崎 勲君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日2月28日から3月7日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日2月28日から3月7日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案26件、諮問2件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成23年11月分、12月分、平成24年1月分の例月出納検査の結果、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました教育委員会の点検及び評価報告書及び議長並びに一部事務組合議会議員が出席した主な会議の結果等については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松崎 勲君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 行政報告を1点申し上げます。

件名は、長生農業管理センター解散に伴う業務移管についてでございます。

長生農業管理センターは、農業振興を設置趣旨とする公益法人として、国及び千葉県の補助金と管内市町村及び農協の共同出資を受け、昭和50年3月に設立いたしました。

定款に定められている事業は、地域農業の振興に関する基本計画の策定、広域的農業のシステム化の調整、地域情報の集中管理となっておりますが、設立当初から会員の電算受託業務のみを行ってまいりました。

年々専門職員を増員し、JA業務は貯金と共済を除く全業務を、市町村業務は農業管理業務、人事給与計算、住民記録、住民健康管理、ガス料金、水道料金、下水道料金などの業務をそれぞれ独自に開発して運用処理やソフト提供を行ってまいりました。

事業経営は長年にわたり安定し、平成14年度にピークを迎え、職員16名で2億円に近い事業収入がありましたが、一方では事業が電子計算機業務であるため民間企業と競合し、管理センターの将来性や必要性については疑問視されてきました。

平成18年度に入り、長生郡市の市町村合併とJA長生の県内JA統一システムの導入計画が動き出したことから、会員相互の協議では解散の方向で議論が始まりました。

平成22年度には、JA長生の全業務が管理センターより撤退するため業務量は半減となり、職員数を減らし、市町村の受託処理業務だけを行ってまいりましたが、その後市町村の共同処理業務におきましても、採算性や人材確保の面で困難な状況となってきたことから、平成22年12月の臨時総会において既存業務を民間業者に移管することを決定し、その作業期間を考慮して平成25年3月31日に解散することが決定されました。

平成24年度予算では、給与関係、選挙関係、農業関係、保健衛生関係において、今まで農業管理センターに

委託していた電算業務を他の民間業者に移行する経費を計上させていただきました。

また、今後解散に伴う残余財産の処分などが決定されていきますが、その都度議会のほうにご報告をさせていただきますと思います。

以上で行政報告は終わります。

○議長（松崎 勲君） これで行政報告は終わりました。

◎施政方針

○議長（松崎 勲君） 日程第6、施政方針を行います。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 本日ここに平成24年第1回定例議会開会に当たり、平成24年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに先立ちまして、私の町政運営の基本的な考え方及び施策の概要につきまして所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が平成21年1月に4期目の町長として負託をいただき早くも2年が過ぎ、マラソンでいう折り返し点を過ぎましたが、思い描く将来像の実現に向け、全身全霊を傾注し取り組んでまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

そのためには私自身が的確な取り組みを行うことはもとより、議員各位を初め、町づくりの主役となる住民の皆様方の英知と地域力を結集し、長南町の総力を挙げての町づくりの推進が不可欠であるものと考えております。議員各位並びに町民皆様には、何とぞご支援ご協力のほどをお願い申し上げます。

もうすぐ1年を迎えますが、昨年3月11日に発生した東日本大震災により、日本は未曾有の被害を受けました。その傷跡は、いまだ長く深く日本列島に残されています。お亡くなりになられた方は1万5,000人を超え、行方不明の方もいまだ3,400人を超えています。改めてご冥福をお祈りするとともに、行方不明の方々が一日も早く見つかることをお祈り申し上げます。

本町を取り巻く社会情勢を見ますと、まさに激動の時代の真ただ中にあります。国内においては言うまでもなく震災からの復興、原発の事故処理、エネルギー問題、合わせて長引く不況、円高、雇用情勢の悪化、デフレによる需要の低迷など、いまだ厳しい状況は続いています。

国外でも世界的な金融不況、中東諸国の動乱、北朝鮮の政権交代や各地で多発する地震、寒波、洪水、竜巻などの異常気象等、気がかりな出来事が多くなっています。

こんなときこそ、国全体が「こころひとつに」ならなければいけないときですが、衆参両院のねじれ状態は続いており、なかなか思うようにはいかないようです。

このような社会情勢から町も財政的には厳しく、加えて人口は減少傾向にあり、町の規模は縮小傾向にありますが、これからの町づくりにおいては大きさを競うのではなく、住民一人一人の幸せや豊かさを目指すことが必要であると考えております。

そのためには本町の抱える大きな課題から小さな課題の解決に向けて、住民・議会・行政が一体となって取り組むことが何より大切であります。

議会との緊密な協調のもとで、私自身も含め職員が一丸となって額に汗し、第4次総合計画の将来像「自然が誇り、住むことが誇り、元気な町長南」の実現を目指してさまざまな施策を積極的に展開し、この長南町がさらにいきいきと元気で輝く町になるよう、住民・議会・行政が一体となって築き上げていく所存でございます。

このような考えのもと、本町の平成24年度の予算編成に当たっては厳しい財政状況ではございましたが、一歩でも町の将来像の実現に向けて、各分野の事業が着実に推進されるよう、町民の視点に立って事業の必要性、重要性を検討するとともに、町民の生活に密着した施策を展開するため、効果的で効率的な事業執行となるための事業内容の精査や財源の確保に努めました。

特に、公債費水準が高く社会保障関係の経費が増大する中で、農業問題を初めとした新規事業を展開するため、各種基金を抑制しつつ、過疎対策債及び臨時財政対策費の有効活用により対応することといたしました。

平成23年度の当初予算と比較しますと、一般会計につきましては3,700万円増、比率としては0.9%増の41億8,000万円となりました。

それでは、平成24年度の重要施策の概要を申し上げます。

初めに、「健康で心の通う福祉の充実」であります。まず保健センターを活用した総合的な健康管理事業を展開し、町民が健康で安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。

特に、保健衛生事業につきましては、新たに高齢者肺炎球菌予防接種の助成を行うほか、メタボリックシンドローム予防に着目した特定健診、特定保健指導の充実に努めてまいります。また、妊婦検診の公費負担、各種がん検診、住民検診も引き続き実施し、町民の健康管理の充実に努めるほか、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種などを通じて、子供から高齢者まで町民の健康管理に努めてまいります。

次に、児童福祉につきましては、少子化対策や子育て支援の一環として、延長保育や一時保育など次世代育成支援計画に基づきその内容の充実に努めるとともに、保育所の遊戯室建てかえに伴う基本設計に着手し、子供たちの安全な保育環境を確保してまいります。

また、町単独の助成事業である出産祝い金のほか、中学生までの子ども医療費の助成事業も引き続き実施してまいります。

次に、障害者福祉につきましては、重度障害者に対する医療費助成を行うほか、障害者自立支援法に基づき、障害者の皆様が身近に必要なサービスを受けながら暮らせるよう引き続き支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢化率が32.2%に達し、今後もさらに上昇が見込まれることから、生活機能の維持や向上を目的とした介護予防事業の充実に努めるとともに、要介護状態となってもできる限り住みなれた地域で生活を継続できるようサービス内容の充実に努めてまいります。

介護保険につきましては、平成24年度は第5期介護保険事業計画の初年度となります。認定者数の増加や介護サービスの充実に伴い、介護給付費も伸びている状況の中、一般会計からの繰入金により保険料の大幅な上昇を抑制し、安定的な運営に努めてまいります。

次に、包括支援センターにつきましては、高齢者がいつまでも自立した生活ができるように、個々にあった介護予防プランを作成してまいります。また、町民の総合相談窓口として、子供から高齢者まで、子育てから

介護まで広い分野での相談業務に努めてまいります。

次に、町社会福祉協議会につきましては、高齢者の生きがい対策としての「シルバー人材センター」、地域に根づく健康と活力ある「いきいきサロン」、引きこもり予防対策として「高齢者和気あいあい事業」、及び働く親を支援する「児童クラブの運営事業」、「介護サービス事業」など多くの福祉事業を展開してまいります。社会福祉協議会の機能を十分生かしたきめ細やかな福祉事業が展開できるよう、社会福祉協議会の活動を支援してまいります。

続いて、国民健康保険事業につきましては、被保険者がいつでも安心して適切な医療を受けることができるよう円滑な事業運営に努めるとともに、保険者に義務づけられた特定健診の受診率の向上を図ることで生活習慣病の予防や改善に取り組んでまいります。

また、患者負担の軽減や限りある医療費の有効利用を図るため、引き続き希望カードを配布してジェネリック医薬品の啓発普及に努めます。

次に、後期高齢者医療制度につきましては、その資格事務及び保険料徴収事務に万全を期すとともに、引き続き高齢者の健康管理のため、人間ドックへの助成を実施してまいります。

次に、「活力ある農・商・工業の育成」でございます。

まず農業の関係では、本町の農業は稲作中心の農家が大半であり、米価の低迷が続く昨今、国は農業者戸別所得補償制度により農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指しております。そのような中、農業者を取り巻く状況は高齢化、後継者不足、機械の老朽化等さまざまな理由から離農する農家が今後も予想されます。さらに、TPP参加による関税撤廃で農産物等への影響も危惧される所ですが、農地の維持、環境の保全のため、大規模化を図り、コストの削減や生産性の高い農業を推進してまいります。

私が提唱しております全農家参加型農業の推進につきましては、担い手不足や就業者の高齢化、耕作放棄地の増加等の課題を解決するための施策として打ち出しているものであります。今後、農業基盤としての農地を維持していくには、地域の営農組織、認定農業者、大規模農家への農地の集積を図り、生産性の向上と収益性の高い農業を目指し、元気な経営体を確立していこうとするものであります。

23年度には農業経営者や農業団体で構成する町農業推進協議会を発足し、農業者の幅広い意見を取り入れながら、担い手となる方々に支援する体制を整備いたしました。

全農家参加型農業の推進計画として、3つの柱を掲げ推進してまいります。

1つ目は、集落営農の推進と担い手の育成でございます。

基本的には「地域の農地は地域で守る」としていかなければならないと考えます。そのためには、受け手となる既存営農組合の拡充と新規の集落営農組織の推進、大規模農家、認定農業者、生産組合等の育成、支援をしてまいります。

2点目は、農地の集積と土地利用の推進を図ってまいります。

離農する農家の農地を町とJAが協力して受け手となる農家を仲介し、放棄地の解消に努め、相談窓口を一本化することで土地の活用を図ってまいります。

3点目として、担い手への農業支援でございます。

農地を集積して規模拡大を目指す農家、組合に対して負担軽減を図るため、町独自の上乘せ助成をしております。また、地域農業推進基金の活用により、担い手となる営農組合や大規模農家等に施設整備及び機械整備の助成をし、担い手の拡充強化に努め、町の将来農業ビジョンに向けて効率的で生産性の高い農業を目指してまいります。

次に、農業基盤整備事業の関係でございますが、この関係につきましては、坂本利根里地区の基盤整備事業を22年度から進めており、23年度も繰り越し事業を含め3ヘクタールの面的工事とさく井工事及び揚水機工事等を行っているところです。また、24年度では残りの6.2ヘクタールの工事等を予定しております。

「農地・水・環境保全対策事業」につきましては23年度で終了となりますが、名称が新たに「農地・水保全管理支払事業」として24年度から28年度までの対策として継続されることから、今後も地域共同による農地・農業用水等、資源の保全管理と農村環境の保全向上が期待されることから、引き続き支援をしております。

次に、商工業の振興につきましては、商工会を中心に経営指導や各種イベント等を開催しており、商工業活性化に向けた支援を引き続き進めてまいります。

商店に対しましては、経営の近代化等を図ることでの基盤の改善、安定、強化のための資金融資に対する利子補給制度の支援をしております。

次に、観光の振興につきましては、町の観光促進のため、四季を通じての各種イベントを実施しております。春には野見金公園の桜まつり、また6月にはアジサイの花やベニバナなど町内の「花めぐり」や「ほたる観賞会」、さらに各生産組合が主催するイベント等も行っておりますが、それぞれの会場に駐車場がないことから、今年も役場の駐車場を活用し、送迎バスを運行させるなど工夫を凝らし実施、支援してまいります。

また、夏の「花火大会」、秋の「農林業祭」等も引き続き実施することで、交流人口をふやしてまいります。さらに、会場内や新聞、雑誌、インターネット、ラジオ放送などあらゆる媒体を利用して町の魅力のPRを図ってまいります。

各種観光施設等につきましても、今後とも維持管理を中心に地域住民との協働のもと、新たな観光資源となるよう草花、花木の植栽やイベントなども企画し、さらに相乗効果を高めていきたいと考えております。

次に、「自然を生かした生活基盤の整備」であります。

初めに、防災対策でございますが、東日本大震災以来全国的に防災意識が高まっています。

幸い本町には大きな被害はありませんでしたが、災害がいつどのような形で襲ってくるかはわかりません。災害からの被害を最小限に抑えるためにも日ごろの心がまえ、準備が必要になってきます。平成24年度では防災無線のデジタル化を図るとともに、「自分たちの町は、自分たちで守る」連帯意識のもと、自主防災組織の育成に努めてまいります。

また、長生郡市全体でも広域防災協議会を設置し、市町村の連携による防災対策に取り組んでまいります。

また、耐震診断につきましては、昭和56年以前に建築されました旧耐震基準の戸建て住宅に対して引き続き耐震診断経費の一部を助成してまいります。また、まだまだ町民の耐震意識が薄いことから、より一層の啓発に努めてまいります。

また、公共施設では最後となります町の体育館の耐震診断を実施いたします。地震災害からとうとい生命を守るため、今後も住宅、建築物の耐震化を進めてまいります。

次に、地上デジタル放送難視聴対策については、平成23年度から、総務省から新たな難視区域として指定されている18地区に無線共聴施設を建設し、地域格差の是正を図っております。

平成24年度においても、引き続き残りの難視区域に共聴施設を予定しております。難視区域は計画当初と比べ範囲の追加や変更が行われており、平成24年度の送信施設の設置基数は平成23年度と同様、36基程度を予定しております。

次に、巡回バス、地域公共交通活性化についてでございますが、巡回バスについては、平成23年度から地域公共交通活性化協議会を設置し、検討をいただいております。その中で、平成24年度においては巡回バスを2台から1台とし、また、デマンド交通システムを導入することとしています。

1月から巡回バスに一部変更とデマンドタクシーの実証実験を行っておりますが、その状況を見極める中で、高齢者の外出支援策として、よりよい運行方法について判断してまいりたいと考えております。

次に道路関係でございます。首都圏中央連絡自動車道については、茂原・木更津間、東金・茂原間、ともに用地取得の収用法における明け渡しも完了し、笠森トンネルも貫通するなど、平成25年3月の開通に向け鋭意工事が進められているところでございます。

また、茂原一宮道路（長生グリーンライン）については、国道409号線千田交差点から圏央道、茂原・長南インターチェンジまでは圏央道の開通に合わせ舗装工事などを実施しており、さらに一宮方面に向けては、橋梁の下部工などの工事が進められているところでございます。

次に、圏央道の開通に合わせて、インター周辺には商業施設や高速バスのターミナル、米満住宅跡地には高層住宅の立地が計画されています。計画されてから時間も経過し、状況も変わってはいますが、早期に完成できるよう町も協力、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、町道関係についてでございます。まず、生活道路では、引き続き緊急車両が通行できない狭い道路について計画的に解消を図ってまいります。

道路維持では、安心して安全な通行ができるよう、舗装の修繕、本復旧工事を実施してまいります。

橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、修繕、かけかえを計画的に実施し、長寿命化を図ってまいります。

次に、不法投棄の関係でございますが、生活基盤の整備では、地上デジタル放送完全移行に伴い、アナログテレビが不法投棄される割合が増加しております。平成24年度も引き続き住民の方々の協力を得ながら監視体制の強化を図り、不法投棄防止に努めてまいります。

ごみ処理については、平成22年度の一般廃棄物処理事業の実績では住民1人当たりのごみ排出量は県内で4番目に少ない町となっており、今後もごみ減量化機器への設置補助を実施するなど、ごみの排出抑制に努めてまいります。

また、有害鳥獣関係については、被害はイノシシを初め、アライグマ、ハクビシン等による農作物被害が多く寄せられております。引き続き、箱わなや銃による捕獲と電気さく設置補助、捕獲報奨金制度などにより、被害防止に取り組んでまいります。

次に、ガス事業については、景気の低迷により小口需要である一般家庭用、商工業用ともに販売量の伸びは期待できないことから、前年度より24万立方メートルの減少を見込み、大口需要では1社ふえることにより前

年度に比べ170万立方メートルの増を見込み、ガス供給量全体では888万立方メートルを予定しております。

収益的収入では23年度に比べて15.0%の増、収益的支出では14.8%の増での予算編成とさせていただきます。年度末損益については、経費の削減を図る中、216万1,000円の利益を見込んでおります。

資本的収支では、引き続き安定したガスの供給に努めてまいります。供給の保安確保を図るため、白ガスパ入れかえ工事を積極的に推進し、平成32年度完了目標を前倒しで達成させるよう取り組んでまいります。

また、平成23年4月から運用されました、行政における定期的評価により規制小売料金の妥当性について経済産業省の確認、評価を受けているところでございます。

今後はその評価により、長期にわたり料金改定をしていない事業者は原価構成に大きな変動があり、料金改定の必要性があると判断された場合は、その事務手続を行うこととなりますが、その際には、議会はもとより住民、需要家の皆様に十分ご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、農業集落排水事業につきましては、引き続き接続率の向上を図るとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。なお、平成24年度も圏央道建設に伴う移設補償工事を予定しておりますので、この特別会計の予算規模は2億3,600万円となっております。

次に、笠森霊園事業につきましては、墓所通路の暗渠排水工事、身障者トイレの自動ドア交換工事などを実施し、墓所使用者へのより一層のサービス向上に努めるとともに、事業収入が減収の傾向にあることから、今後も適正な事業運営に努めてまいります。

次に、「人間性あふれる教育と文化の向上」であります。

学校教育では子供の個性を伸ばし、生きる力をはぐくむ教育に重点を置き、特色ある教育を進めてまいります。そのために引き続き学習支援指導員を各小・中学校に配置し、学力の向上や、個に応じたきめ細やかな教育の推進を継続してまいります。

また、中学校におきましては、昨年度に引き続き国の交付金を活用し2名の非常勤講師を配置し、生徒指導の面で教育相談を初め、教職員と連携し保護者への助言などを行ってまいります。

また、昨年児童・生徒が目標を持ち、積極的に学習意欲、競争心をはぐくみ、団結力を高めるとともに、長南町の伝統工芸、文化の体験のための「キラリ輝く長南っ子事業」を創設したところでございます。

全児童・生徒を対象に漢字検定の受検を推進することで目標の設定、基礎学力の向上を目指し、取り組んでおります。また、保育園児から中学生までを対象に、演劇や音楽などの本物の芸術に触れる合同鑑賞会等により情操教育の推進や、芝原人形、袖だこ、べにばな染め等、町の伝統工芸・文化を体験し、ふるさと長南のすばらしさを改めて認識したようです。引き続き継続してさらに充実を図ってまいります。

23年度から、新学習指導要領による英語教育が小学校で完全実施されましたが、これまでに町の単独事業として先進的に行われてきました国際理解教育が生かされ、スムーズに移行できましたので、引き続き継続するとともに、中学生の海外交流研修事業、英語指導助手業務委託事業は、異文化理解やコミュニケーション能力の育成の観点からも継続し、これからますます重要性を増す英語活動や国際理解教育に対応してまいります。

少子化の問題につきましては、教育委員会では現在の整備された施設、設備をフルに活用するとともに、少人数教育の徹底を図り、連携用送迎バスの借り上げによる学校間連携授業や、同年齢集団による授業などを町の強みとした特色ある教育として進めているところですが、今後もさらに密度の濃い小学校間の連携授業を行

い、充実を図ってまいります。

また、児童の少子化に伴う今後の小学校のあり方を検討していただいた学校規模適正検討委員会より提言が出されましたので、今後はその提言に沿って調査、研究を進めていただき、児童にとって最善の教育が行われる小学校のあり方を見出してまいりたいと考えております。

次に、給食事業の関係につきましては、引き続き安全・安心で、栄養基準はもとより、児童・生徒の嗜好にこたえる給食を維持するとともに、生涯にわたりよりよい生活を送るために学校栄養士による食育教育の推進を図ってまいります。

次に、社会教育関係については、少子化が進みふれあいが不足する中、子育て教育への支援、青少年の健全育成のための体験プログラムの実施、そして高齢者教室の開催等、幅広い年齢層の皆様が生きがいと楽しさを求めてともに学びともに楽しむ、より充実した生涯学習教育に積極的に取り組んでまいります。

また、文化財の保護活動を進めるとともに、郷土資料館による郷土文化の普及、学習支援にも積極的に取り組んでまいります。

体育、スポーツの振興では、町民が気軽にできるスポーツ活動の推進により、町民の健康づくりを応援し、スポーツ・文化活動の推進により、地域住民による相互交流を深めるとともに、地域リーダーとなる人材育成、確保に努めてまいります。

最後に「行財政改革の推進」でございます。

現代的な課題に対応した第4次行財政改革も折り返し点が過ぎ、それぞれの主要施策を年次計画に基づき順次進めております。

平成24年度は計画策定から4年目に当たり、複雑多様化する行財政需要や町民の生活スタイルも徐々に変化しつつあります。こうした状況を的確にとらえ、引き続き改革の進行管理に努めてまいります。何より改革を進める上で求められているのが広い視野と創造力、先見性、住民へのサービス精神となります。職員が経営感覚を持ち、新時代に適合するよう意欲的に取り組んでまいります。

次に、過疎対策については、平成22年4月に過疎地域の指定を受け、過疎対策債を利用して各種事業実施、補助事業等、過疎地域から脱却するための地域づくり事業に利用できることになりました。

特に、24年度予算につきましては過疎対策費という科目を新たに設けさせていただき、より強く過疎対策を意識して対応してまいりたいと考えております。

その1つとして検討委員会の設置、マスコットキャラクターの作成等を行い、早く過疎からの脱却ができるよう各種の検討を行ってまいります。大変大きな難しい課題ではございますが、一つ一つできることから着実にやってまいりたいと考えております。

次に、協働について申し上げます。

協働については、町づくりにとって必要不可欠であるとの視点に立ち、平成22年11月に協働に関する基本方針を定め、ボランティアの育成・組織づくりを推進してまいりました。青パトによる防犯パトロール事業につきましては多くのボランティアの参加をいただき実施をしております。また、平成23年からは協働推進サロンが開設され、協働を進める人たちのネットワークが広がりつつあります。

平成24年度からはより多くの町民の方々の参加をいただき、広がり輪を大きくしてまいりたいと考えてい

ます。そうなることで地域が育ち、地域の課題が解決されていくものと信じております。今後とも地域の力を引き出す原動力として協働を推進してまいります。

次に、町税については、長引く景気の低迷と雇用環境の悪化などにより、行政運営の基本財源である町税の確保、徴収は非常に厳しい状況にあります。適正課税、公平負担の立場から未納解消に積極的に取り組んでまいります。また、次期固定資産税評価替えに向けて、土地評価の精度の向上に向けて土地現況図の修正を行い、宅地比準割合の見直しに取り組んでまいります。

以上、平成24年度を迎えるに当たり、町政に関する私の基本姿勢並びに当初予算の主要施策につきまして申し上げます。

日本の復興を図る中で極めて深刻な財政状況の中で財政の立て直しを図りつつ、町民の皆様のさまざまなニーズに対して効果的、効率的に事業を展開し、安全・安心で活力と希望の持てる町づくりを推進することが肝要であると考えております。

町民皆様の深いご理解、ご協力をいただきますとともに、議員皆様方の格段のご指導、ご協力を心からお願い申し上げます、平成24年度の所信の一端とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで施政方針は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時15分を予定しております。

(午前 10時02分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

◎一般質問

○議長（松崎 勲君） 日程第7、一般質問を行います。

質問者及び答弁者は要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また通告以外のことには答弁されませんので、ご了承ください。

通告順に発言を許します。

◇ 鈴木喜市君

○議長（松崎 勲君） 初めに、2番、鈴木喜市君。

[2番 鈴木喜市君登壇]

○2番（鈴木喜市君） 議席番号2、鈴木喜市でございます。議長のお許しをいただき一般質問させていただきます。

施政方針を受け、農業政策についてお伺いいたします。

これまで日本の農業は、国の猫の目農政に翻弄され続けてまいりました。政権が自民党から民主党に変わりましたが、現在環太平洋戦略的経済連携協定に参加の方向で、日本の農業は大打撃を受けると懸念されてお

ます。しかし、この環太平洋戦略的経済連携協定は、単なる貿易の枠組み、囲い込みにしかすぎません。このほかにも、東南アジア諸国連合に日本、中国、韓国が参加するASEANプラス3や、東南アジア諸国連合に日本、中国、韓国、そしてインド、オーストラリア、ニュージーランドが参加するASEANプラス6という自由貿易の枠組みもごさいます。最近では、日本と中国と韓国で自由貿易協定の協議を始める動きもごさいます。基本的に自由貿易協定は2国間協定ですが、異例の3カ国での協議ということごさいます。このように、世界の自由貿易の行き先が非常に不透明で、今後も日本の農業は国の猫の目農政に翻弄されかねない状況ごさいます。こうした国際情勢を踏まえ、町は、しっかりとした農業政策を実施していかなければなりません。

そこで、昨年より農業推進協議会を設置し、今後の長南町農業のあり方について協議され、本年より農業経営支援施策とし、経営規模拡大農地集積奨励補助金、耕作放棄地解消対策補助金、地域農業整備事業補助金を新設いたしました。この補助金制度により、集落の農地は集落で守るという基本構想が実現でき、各地区に集落営農組織が設立され、農業の活性化にどう成果を上げることができるのか、その効果についてお伺いし、私の質問を終えます。よろしくご答弁いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 2番、鈴木議員さんの件名で農業施策について、そして要旨としまして、新設の農業補助金についてということごさいます。お答えしたいと思います。

町の基本構想における農業ビジョンは、農用地の集積を推進し、効率的で生産性の高い農業を目指すため、大規模経営や営農組織化を図ることを目標としております。

そのために所信で申し上げましたように全農家参加型農業の推進が必要であります。担い手不足や農業者の高齢化、耕作放棄地の問題等を解決するための施策として打ち出しているものごさいます。地域の農業は皆で守り維持していくことを目的として、地域の営農組合、認定農業者、大規模農家等へ農地の集積をし、生産性の向上、作業の効率化により、コストの削減を図り収益性の高い農業を目指し、元気な経営体を確立していくものです。

全農家参加型農業の第1段階として、昨年農業経営者や農業団体で構成する長南町農業推進協議会を発足させ、地域農業者の幅広い意見を取り入れながら農業者への新たな支援策を決定し、昨年末に全農家を対象に周知したところごさいます。

また、経営規模の拡大を推進するため、担い手候補となる2ヘクタール以上の農業経営をされている95名の農家を対象に説明会を開催し、新たな支援策と農地の集積のご理解とご協力をお願いしたところごさいます。

新規支援策の内容ですが、最初に規模を拡大をする農家への支援策として、経営規模拡大農地集積奨励補助金ごさいます。

この補助金は、規模拡大のために6年以上の利用権を設定した受け手に6年間交付するものごさいます。交付金額は、新規の契約で10アール当たり7,000円、契約を更新する再設定する方は10アール当たり3,000円とするものです。対象要件として、経営面積3ヘクタール以上で米の生産調整達成者とし、平成24年から平成29年までの契約をしてもらったものを対象とするということです。

次に、現在の農地の集積状況については、1月から新規契約及び再設定契約は、既に約20ヘクタール程度が手続をされているところであります。

また、耕作放棄地解消対策補助金として、規模拡大にあわせて耕作放棄地の解消を目的とする6年以上の契約をした受け手には、10アール当たり2,000円を6年間交付するものであります。対象要件としては、規模拡大集積と同様であり、耕作放棄地の解消を期待するものでございます。

そして、地域農業推進基金を活用した地域農業整備補助金でございますが、この関係につきましては、必要と認められる機械、施設等の購入費について交付するものです。対象要件としては、現在の面積よりも一定規模以上の増加や、生産調整達成等を条件としております。また、町の特産品組合、これはレンコンなんかを指しておりますけれども、については、共同利用する施設、機械を対象といたしております。補助率は事業費の50%、限度額はございますけれども、そういったことで補助金を50%出すということでございます。

申請については、農業経営の5カ年計画書を作成し、町農業推進協議会に審査を受け、認められたものについて町に提出していただくことになります。

以上、新規事業として経営規模を拡大する担い手の負担軽減となる補助をしていくもので、新年度から実施させていただきたく今準備を進めております。皆様方のご理解をいただきたいと思っております。

それで、最後に鈴木さんが効果を聞きたいということでございますが、今申し上げましたように、現在ではついこの間までは20町歩ぐらいのものは申し込みがあったということでございますが、これは、まだ効果がこうであるというようなご報告の段階ではございません。いましばらく状況を見させてもらいたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ご答弁ありがとうございます。

3点お伺いいたします。

まず1点目ですが、農業も体が資本でございます。後継者がなく個人で大規模に耕作していると体調が悪くなって耕作ができなくなった時点で、すぐにかわって耕作をしてくれる方を探すのは大変でございます。一方、集落営農組織は複数で耕作しますので、1人が体調を悪くしても組織員でカバーすることができます。よって、安定した農業経営が維持できる利点があります。

私は、集落営農組織設立に重点を置いた補助金制度が好ましいと考えます。しかし、新設の補助金は、個人農家と集落営農組織に対する補助が同率で、個人農家の規模拡大と集落営農組織の設立を同時進行で取り組む内容に見受けられます。この考え方について1点お伺いいたします。

次に2点目として、農業推進協議会の委員の構成ですが、大規模農家や営農組合の代表者が中心です。これから集落営農組織を設立したいと考えている小規模農家の代表者が委員に選任されていません。現在小規模農家でも、常用の田植え機や大型のコンバインを所有しています。集落営農組織を設立すれば、現在所有している農業機械を持ち寄って有効に活用したいと考えています。

新設の補助金の内容は、新たに農業機械を購入するか、既存の施設整備に対する交付助成であり、集落営農組織を設立したいと考えている小規模農家の実態に余り合っていないと思っております。この考え方について2点目

として伺いいたします。

次に3点目として、レンコン農家対応ですが、レンコン農家は担い手不足により、現在の耕作面積を維持することが手いっぱい、規模拡大が困難な状況です。また、レンコン農家が必要とする農業機械は購入金額が安くて、この補助金内容では余りメリットがありません。これまでレンコン農家は、町の転作に貢献してまいりました。レンコンは長南町の特産物だと言いながら、どうしてこのような補助金内容に至ったのか伺いいたします。

以上3点についてよろしくご回答いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

農業推進室長、御園生 明君。

○農業推進室長（御園生 明君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、施設整備に関する補助率の関係でございますが、組織と個人の使用する機械類の大きさは異なります。町は規模を拡大する担い手として、組合または個人の大規模農家を育成してまいりたいということで一律の助成といたしました。しかしながら、組織と個人では購入価格の差がございますので、補助の限度額を設定させていただいております。限度額につきましては、組織については5,000万円、また大規模農家につきましては2,000万円という限度額を設定させていただいております。

2番目に、協議会の委員の中に小規模集落の代表が入っていないということでございますが、今回協議会の委員につきましては、営農組合、また大規模農家、小規模組合生産農家等の代表者17名で構成されております。町としては農業者の幅広い意見を取り入れていきたいということで、皆様方に協議を願っておるところでございます。小規模集落の意見につきましては、集落説明会等を開催する中で、ご意見、ご要望を聞きながら、集落の合意のもとに組織づくりを推進してまいりたいということで考えております。また、小集落の説明会等で出された意見につきましては、協議会に報告をさせていただきたいと考えております。

また、3点目、レンコン農家の助成額の関係でございますが、稲作農家とレンコン農家の、農作業の差はございます。今回のこの集積の補助金に対しましては、農地の集積に対する助成でございまして、農地の活用を図っていただくということで、農地の活用方法ではございません。農地の集積に対する助成ということで10アール当たり一律助成とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、室長のほうから答えているんですが、若干私のほうから補足したいと思います。

まず、一番先に私が申し上げておりますように、大規模農家、要するに町の基本構想に基づいた大規模だということで申し上げております。ですから、小規模、同じ町民であって、小さい集落、小集落でやっている集落があるんです。もう20年、30年前から何とか利用組合というのをつくってやっているんです。こうしろああしろと言ったら進まないんです。進まないものは私は余り相手にしないという立場ですから、それで基本構想にのっとって、今回こういうふうな踏み切りをしたわけです。

今回の小規模の方が話があったそうですから、皆さん一緒になればいいですよ、気の合う者だけでやるようなものはこれは町としては補助金は出せない。町が補助金を出すものは、国の施策に乗って、国で考えているような形のもの。ですから例えば農地の貸し借りをしても、国は1回に2万円を出しますから、1年に1回ば

つきり相手に。私のほうはその後6年間7,000円あるいは荒れたところを借りた場合は2,000円とかね、そういうふうな出し方をするんですけれども、あくまでもそういった農地を借りた人にお金を出す際には国の助成制度が対象にならないと。ですから、今そういった小規模でやっている人たちは、国の対象にはならないんですよ。ですから、そこがもう線引きしてあるんです。ですから、何でも個人でも小規模でも、やれば補助金というような感覚でないということをまずどうしてもご理解してもらわないと、小集落とか規模の小さいものについては、今回の助成の対象にはならない。ですから、町は大きなものを進めているんですから、そういったことで、ぜひそちらのほうへ入るようにしていただくというのが本当です。

あと、レンコンについては、今室長が答えたとおり、実はレンコンは担い手不足が問題になったようです。それで、担い手不足であった場合は、例えば2町歩やっていた人がレンコンをやれなくなった、その場合だれかが請けるといった場合には、同じ土地の借り受けるほうには国から2万円、1回もらった者に対してはその後7,000円を6年間出す、そういう決まりで、土地集積のほうへ重きを置いています。

ただ、おっしゃるとおり、レンコン屋さんには機械はそんな高額なものを買いませんから、半分の補助だといって、その辺が額的に非常に少ないわけですが、ただ、投資する効果については、お米の大規模でやる者と比べればよっぽど本当に小さいわけですから、これは率ですから、そう問題はないんじゃないかと、こんなふう考えています。

ですから、町民にご理解いただきたい方は大規模の農家でなくちゃいけないということを、それで今の生産調整に合ったものであれば町が一応去年と22年と23年度末に今度補正でお願いしていますけれども、2年間で2億5,000万円を基金を積みますから、私の任期中に5億円積ませてもらって、それで私の後はだれか農業を一生懸命やってくれと、こういう手法で基金条例をつくらせていただいておりますので、積むことは一生懸命やって、できることから藤見は皆さんと一緒に話し合っただけ進めたいというのが基本的な考えでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ご答弁ありがとうございます。

農業の規模拡大に関しては私も賛成でございますが、できれば集落営農のほうがいいかなというふうに思いましたので、質問させていただきました。

次に、もう1点質問をさせていただきます。農業の6次産業化については森川議員より質問がありますが、こと長南町の米に関しては、大変食味がよいので加工の必要がありません。人間の舌でも食味計ではかつて魚沼産のコシヒカリと遜色のない結果が出ています。このおいしい長南産米を有利販売する取り組みが必要だと考えます。新設の補助金は、農業振興費と平成24年度予算案では、過疎地域自立促進特別事業基金を財源として、地域農業推進基金は温存するということですが、過疎地域自立促進特別事業基金はソフト事業にしか活用できない縛りがあります。

私はこの基金を長南産米を有利販売するための、インターネットを利用して直接販売するソフトの構築と、長南産米のおいしさをメディアやインターネットで積極的にPRする資金として活用したほうがいいのかというように考えております。今後、長南産米の有利販売にこの基金を活用するお考えがあるのかどうか伺います。

以上で、私のすべての質問を終えますので、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） まず、1点目の集落営農の話、くどいようですけれども、決してだめだということではなくて、あれですから申し上げますけれども給田から市野々までは、機械の利用組合でたしか4つぐらいある。あれはまず利用組合をつくって、一つの土台をつくろうと思って、まずそれがきっかけだと思って5年間機械の助成をしたんです。そうしたら、みんな始まるのがばらばらでした。もう10年以上が経過していますが、補助金がもう切れていると思うんですけれども、それでまとまらなかったという経緯がございます。

ですから、もし私の地元の地引なら地引が機械や何かを買って、自分らで施設をつくって、あと乾燥施設までつくったら、そういったものは今進めていませんから、やっぱり乾燥施設は東部とか西部に持って行って、西部の拡充をするなりそういうふうにする。あれを幾つもつくって、小さなものが乾燥施設まで完全なものをつくる。できれば集落においては、倉庫や機械収納庫ぐらいを置いて、刈ったものは全部運んでどこかでやる。それは、やっぱり大きな営農組合ということになって、そういったことができた場合に、いろいろと問題があります。前の機械のものを投資してありますから、よそ者扱いされないように、町がまたいろいろな助成をする基金を持っていますから、そういったもので手当てして、同じような権利になれるような方策なんかも、そういったことはしていてもいいと思うんです。ですから、あくまでも集落の小さいのはだめだということじゃない。やり方によっては、やっぱりみんなが全員がやるんだという気でないと、集落でやるのはどうも人数がやれるのが少なく、それで集落がやるやると言っただけで、気の合う人だけやるんですよ、これじゃちょっと町としては進められないということですので、その辺理解してください。

それと、過疎地の関係は大いに、今おっしゃることは、私も不勉強ですから、それでやれるんだということであれば思う存分使わせていただく、全く同じ考えであるということで、考えていきたいということでお答えしておきます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） これで、2番、鈴木喜市君の一般質問は終わりました。

◇ 石 井 正 己 君

○議長（松崎 勲君） 次に、11番、石井正己君。

〔11番 石井正己君登壇〕

○11番（石井正己君） 11番、石井正己でございます。議長のお許しをいただきましたので、大まかに2点でございますけれども、質問させていただきます。

私の質問するところは、公有地、町の所有する公有地でございますけれども、こういうものと、それから生活環境と言いましうか、これは公民館関係でございますけれども、これらの点について質問させていただきます。

今、国の状況を見ますと、平成21年9月に自民党から民主党へと政権交代がされております。そのような中でございますけれども、やや景気の回復傾向は見られますけれども、雇用情勢の悪化、それからデフレによる需要の低迷など、いまだに厳しい状況は続いております。野田政権は消費税増税を柱とする社会保障と税の一

体改革を推進し、財政再建を図ろうとしておりますけれども、一方、町では先般の国勢調査で、人口9,074人という減少をしております。17年の人口に比べますと750人も減少しております。そのような中でありますので、過疎地域の指定を受けている現状であります。

平成22年度に第4次総合計画を策定し、町民の生活に密着した政策を展開する、そういうようなことで、24年度の一般会計予算では41億8,000万円というような予算を、昨年に比較いたしまして3,700万円の増、0.9%の増となっております。町民が主体の行政であると言われ、集中改革プラン、あるいは総合計画を推進していかなければならないということがございますけれども、過疎からの脱却、あるいは少子高齢化の歯どめが必要であります。歳入の特に町税関係については、長引く景気の低迷で減収となり、行政運営は極めて深刻な状況であります。そのような中でありますけれども、私は次の2点について伺いたいと思います。

歳入に関連してまいりますけれども、県関連の保有地では、西部工業団地の土地及び民間保有の茂原ヒメハル団地の土地、または、これも民間保有でございますけれども、蔵持長南地区開発の土地、それから町が関係しております空港代替地の小野田小生田地先の土地についてであります。その後どのようにしておるか教えていただきたい。

また、町関係では、町の保有しております公有地でございますけれども、長南団子谷のシュタイナーあしたの国まちづくりの会に貸してある土地についてと、それから芝原のザイクスヒル長南に貸してある土地について、今後どのようにしていくのか、また貸してある土地について何年から何年まで貸すのか、またそれらは無償だと思いますが、どうなっておりますのか伺いたいと思います。また、又富団地については、再質問で伺いたいと思います。

2点目、公民館の改修についてであります。

今、町では文化協会がそれぞれのクラブで積極的に文化活動を実施されておまして、極めてすばらしいものと考えるところでございます。しかしながら、文化団体での作品の展示会場がなく、非常に困っている状況であります。

そこで、町の中央公民館の中央の中庭を改修して利用していただいて展示会場をつくってほしい旨、住民からの強い要望があります。町は改修していただけるものかどうか、またどう考えているのか伺いたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 11番、石井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、件名で2件でございます。長期保有公有地について、また、公民館改修についてということで、要旨としまして、県関連のもの町有地の貸しつけの関係であります。2点目の公民館の関係は、大変恐縮ですが、教育長のほうから答弁させますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、1点目の県関連保有地及び長期保有町有地の今後の対応についてということでございます。

まず、県の関連で申し上げます。西部工業団地の跡地でございますけれども、41.3ヘクタールございます。

現在は千葉県企業庁が所有し管理を行っております。そして企業庁は、平成24年度で解散を予定していますので、24年度中には処分したいと考えているようです。企業庁としては町に譲渡し、町が公共・公益性の高いものに利用してくれることを願っております。企業庁から譲渡を受けるには、利用目的が必要になりますが、17%の用地が未買収で虫食い状態でもありますので、工業団地としての利用が遠のいた今は、里山として保全しながら、次の利用を考えてはどうかと考えております。

次に、空港代替地は20.5ヘクタールが小野田と小生田の字境にございます。そのうち15ヘクタールは県から払い下げを受けましたが、残り5ヘクタールは県の農林部が所有をしております。現在、県の保有している部分には、粗飼料生産組合が飼料を育てながら管理をしております。町が払い下げを受けた空港代替地は山林がほとんどで、これだけでは土地利用は図れない状況でございます。西部工業団地跡地同様に、町が公共的な土地利用を図りたいということであれば、払い下げには応じてくれると現時点では考えられます。

次に、長南蔵持地区開発計画と茂原ヒメハルニュータウン開発計画の関係でございますけれども、この2つの住宅開発計画の用地は、いずれも民間企業の所有している土地となります。長南蔵持開発計画のほうが176.2ヘクタールのうち約50%が、茂原ヒメハルニュータウン開発計画では33.2ヘクタールのうち約80%が要するに長南蔵持については半分が、また茂原のヒメハルについては約2割が、民間事業者の所有となっているということです。これらの土地については、圏央道の整備効果により、町の活性化に資する土地利用が図れることを期待するところであります。

次に、町有地関連でございますけれども、あしたの国まちづくりの会シュタイナー学園には、坂本小の跡地3,067平米と長南字団子谷、この向こうになりますけれども5,242平米の土地を貸しております。いずれも子供たちの健全な育成の面から、賃貸料は免除しております。

また、社会福祉法人公正会、ザイクスヒルでございますけれども、特別養護老人ホームザイクヒル長南の施設用地として、芝原の東小学校分校跡地3,700平米を貸しておりますが、福祉施設の誘致、町の福祉サービス向上の面から賃貸料は免除いたしております。

それと、シュタイナー学園とは1年契約で賃貸借契約を結んでおり、更新が続いております。早期にシュタイナーの場合は、学園が所有している坂本の土地へ校舎の建設が進むことに期待を寄せています。

ザイクスヒルとは平成9年から平成38年までの30年間の賃貸借契約を結んでおります。現在、入所している町民は28名で、全体の半分以上を占めています。また、緊急的に高齢者等の避難、介護しなければならないときなど手厚い対応をしてくれておりますので、30年間は契約どおり減免を続けていきたいと考えております。また、平成38年以降の契約内容については、そのときの当該施設の持つ住民への福祉貢献度や、他の福祉施設とのバランスを考えながら判断されるものと考えております。

以上で、土地の関係については答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

〔教育長 片岡義之君登壇〕

○教育長（片岡義之君） それでは、私のほうから石井正己議員さんご質問の中央公民館の中庭の活用についてお答えをしたいというふうに思います。

町中央公民館の施設は、各種の教室や自主サークル及び各種団体が幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情

操と健やかな体を養う社会教育施設であります。公民館での文化協会等の成果の発表の機会は、文化祭において全館を使用して実施をしております。それ以外は講堂前のロビーと1階廊下のボードを使用して展示スペースを確保して行っているところございます。

ご質問の中庭を利用しての展示会場等の確保につきましては、議員さんおっしゃるように、町民から要望のあることは承知しておりますし、また、日ごろ町長より検討するよう指示を受けてもおります。また、町の第4次総合計画の中でも公民館の修理改修計画が組まれております。そこで現在耐震調査が終了して、その結果を待っているところでございますが、今後はその結果を踏まえ、中庭の活用を含めて生涯教育に対応した機能強化と施設整備を町と検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。よろしくどうぞ。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 再質問させていただきます。

まず、県関連とかそういうものにつきましてはただいまご答弁いただいたわけでございますけれども、町の保有地についてでございますけれども、町長さんは、まずザイクスヒルについては、平成9年12月に契約しております。期間は、平成9年12月18日から平成38年12月17日ということで、30年の長きにわたりまして無償で貸しています。そういうことでありまして、これも9年から24年です。町も財政的に苦しいんですから、もうそろそろここで考えを改めたらどうですかね、契約を。無償ということはこの時代、これはいろいろあります。町長さんの前ですよ、契約を結んでいるのは。ですから変わったんですから、この辺のところを考えてください。

私がなぜそういうことを言うかということ、ザイクスは、先ほどの答弁ですと、長南町が半分以上入っているということでございますけれども、いろいろな面で運営委員にもなっております。名前を言いませんが、そういうところの発言が、しばし町が一般会計から繰り出しているお金が相当に方々にあります。そういうものを、今回の介護にも5,000万円の繰り出しをいたして人並みの保険料にしています。そういうことを考えた中に、そういう一般財源から税金を投入するのはいかなものかというような発言もあります。

したがって、私はこういう恩恵に浴したことをしているにもかかわらず、そういうことを発言するということは、私は非常に不見識じゃないかなと、こういうふうに考えます。したがって、この辺、町長が変わったんですから、お金を少しもらったらどうですか。入り口の道路も町がつくってやる、下の土地もただで貸してやる、こんなことをして、長南町で苦しんでいる人たちが即入れればいいですけども、いつまでも何だかんだと言って、入れないような人がいるようでございますから、こういうところをぜひ改善していただきたいなと思います。

それから、シュタイナーに貸している土地は団子谷ですからこの谷です。この谷を毎年契約でございますけれども、無償でやっぱり貸している。そもそも町教育委員会は、このシュタイナーたるものは教育じゃないんだ、認められている教育施設じゃないんだということを言っているながらこのようなことをしているということは、反面おかしいじゃないかという疑問を持たざるを得ません。この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

なお、ここでちょっと伺いたいと思いますけれども、先般の大多喜町で200から300平米10区画分譲したい、

300万円もあれば土地が買えるんだよというようなことで、町が積極的に町有地を販売しています。そういうことを見るにつけ、私どもも圏央道が開通して、又富の団地も売れるんじゃないかなという期待を持っているんですよ。だけれども区画が大きくて一般の人が買えない。ですから、先般私がそういう中で、登記料だとかいろいろな契約を町が助けてやったらどうですかということをやったんですが、まあいいでしょうというようなこともお伺いしましたが、一向にそんなことがあるような気配はありません。それから、なお区画をもっと縮小して、せつかくここで過疎債があるわけですから、こういうものを利用したらどうですか。こういうものを利用していただいて、区画をもっと変更することが大事なことじゃないかなというふうに考えます。この点について再度伺いたいと思います。

それから、公民館は先ほど言っていましたけれども10団体ぐらいいあるんですよ、みんなが。それで1回に集中することがあるんです。私も凧クラブに入っていますから、そういうことをやりますけれども、みんな場所取りでけんか面ですよ。えらい失礼ですけども、腕力のある人が使っちゃって「おめえら、ほかへ行け」というようなふうなこともあります。したがって、住民の要望は、それらの人たちが公民館を利用して、町長は1年に1回ちゃんと開放してやっていますよと。だけど使いたい人はもう一年じゅうでもいいから借りたいんです。それで、凧なんかは極端なことを言いますと、資料館のほうへ追い出されて、資料館で展示をやったこともあるんです。そういうことを考えますと、せつかくあそこがあいているんだから、町だって少しぐらい金を出して改修してやったらどうだという意見が多いんです。これは、私はあえて言いたいんです。これを本当にやる気があるのか、検討するのか伺いたいと思います。これは教育長に伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 最後の公民館は教育長と言ったけれども私が答えます。

まず、土地の関係ですけれども、県の土地の関係はそう問題ないというようなことでしておりますけれども、せつかくの機会ですからちょっと申し上げますけれども、工業団地の土地については24年度中になるかと思いますが、いただいてほしいというのはかれこれ数年前になるかと思います。

私の持論がただより高いものはないと。向こうは要らないからくれるんだからという考え方ですから、私はそういう持論です。それで、たしか向こうでは当初はついでの間までは200万円ぐらいと、管理料をくれて草刈りや何か。そういったこともやったんですが、いずれにしたって町がもらえば何か問題が出たら全部町がやるということですので、今のところ要らないでしております。

ただ、県が事業が本当に終わるんだということであれば町も受けなければならないと思って覚悟はします。その際どうするかということについては先ほど触れておりますように、里山か何かにして、あるいはいろいろなことが出ている。ついでの間一番最後のやつは7つあいた土地があるんです、県内に。7つは全部今度は千葉県県の公社が土地造成しない、千葉県が土地造成するということで、7つのうち2つ、いいところを拾ったら茂原が1つ残った。それで長南は7つのうち6.5番目ぐらいで全然だめなんです。ですから町へ何とかしてくれと来るのは見え見えでございます。そういう状況ですけれども、今後どうするか、よくあれしていきたいと、このように考えております。

それで、笑われるような話も来ています。県が持って来るんですからね、笑わないでほしいんですよ。「茂原なんかと一緒にトキをやりましょう」いすみの市長も「長南よ、ぜひおまえらあれをもらってトキやるべ、おらほうもやるから」と太田さんは言うし。「トキをねえ」と。だけどみんなが話をしますからそうですねとは言っていますけれども、現実にあそこにトキはね、私は。

ですから、いろいろ言われている状況は、今言ったとおりでございます。またいろいろあったら報告していきたいと思います。

それと、あと町有地のザイクスの関係についてでございますけれども、38年までということで30年の契約をしてあるわけなんです、石井さんもいろいろ当時の経過のことを知っているようでございます。そういったことで、私としては30年間契約どおりいただかないでほしい。ですけれども、先日私もその場にいましたけれども、会議の中でのいろいろな言葉の中で、「町が介護保険料が後期の計画で5,000万円ほど一般会計からぶち込まないと保険料が相当上がっちゃいます。県内で1番になっちゃう」と言うから、「1番はよくないから5,000万円入れろ」ということで入れたんです。そしたら、「入れなくてもいいでしょう」と言った人がいたんです。そういったことや何かの関係で、今石井議員さんはいただくようにしろと言うんですが、それはそれ、これはこれとして、私はいただかないで、前任の私の前の町長がやられたこととありますが、しております。ただ、あのとき私は議会のほうでお世話になっていて、念は押してあるんです。道路から何から一切全部町がやっていますから、「今後こういったことがあったらみんなこの福祉施設については町がやりますか」と。

「やるんですね」と言ったら、やるんだということですから、私も引き続いて幾つかの施設ができたのものは、道路は全部用地買収から工事を町がやっております。これはもう一つがそういう例であったわけですからやっております。ですから、よその町村の施設はとても道路まではやっていませんけれども、私のほうは1カ所目がそうであったからやらせていただいております。ですから、今私の考え方としては、福祉施設については、ああいった施設が今度町有地に建てると言えば、今度のやつも借りることはいかなかなと。隔たりがあつてはいけませんので、これはもうひとつ決めたことは、そのときのトップというものは責任は重大だということで私はあると思います。それをまた引き継いだものはやっていくということも、一つの長い契約問題なんかは、私はそうされるのがいいのではないかと思いますので、今の時点では考えていない。

それともう1点、ああいった施設について、例えば福祉施設は全部水道工事の際の負担金等も社会福祉施設のために免除してくださいということで免除しているんです。ですから公共性の非常に強い施設であるというような形をとられているのが実情でございます。ですので公共性が強いということと、契約をしたものは今は時代が変わったよ。使用料をくださいよと言うのも、これはやっぱりいかななものか。向こうが素直に「はい、そうですか」と言うのか、あるいは何て言うのかわかりませんが、私としては、前のものが正しいと引き継いでそのままにしておきたいということを考えております。

それと、公民館の関係は、真ん中に池で、今は水が張ってありませんけれども、あの状態がすばらしいという、建物自体として、今の状態が。あれを展示室とか、そういったものにするんですかという人も何人かおります。私に言っている人がいます。

それともう一つは、これはもうよっぽど古いこととありますが、当時ある議員さんから、図書室が今一番こっちなんです。端っこに図書室を置かないで一番いい場所を図書室にして、皆さんが使いやすいようにすべき

だというような議員さんもいて、教育委員会のほうに私が検討しろと言ったのは、耐震診断をやりますから耐震工事だけじゃなくして、耐震をやったら蛇口を出してくれというのもこの後丸島さんから出るようですが、蛇口を直すまですべてやらなくちゃいけないものを耐震とあわせて出す。中庭も使う目的が決まったら、どういうふうなものにするというもので、総額で出してもらって、財政の許す限り近いものからやって、急ぐものからやっていくと、こういう形をとりたいということで、早くから検討するように言っております。ただ、何に使えるという指示はしてございませんけれども、図書室も出ています。あるいは展示室も、今石井さんから出たように出ています。あるいはあのままがすばらしい建物なんだという方もいらっしゃると思います。非常に難しゅうございますけれども、検討を十分させていただいて、何らかの方向を出して、皆様方にまたご報告できるようにしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

区画の関係も、先ほど大多喜の例をとってきました。私はこういうことを、いつかの議会で申し上げております。豊栄小学校の跡地の関係でございますけれども、あそこへ今度はマンションを建てるということで、関西の業者が云々ということで、今進めております。60年の賃貸は貸すだなんていう、議会にお願いしたことは、あその土地は、だれかがあそこへ来てだれかに区画してやって、ただで出して、それで条件が長南町出身の若いこのくらいの年代だとか条件をつけて土地を出すぐらいの条件でなくてはあそこへ来ませんよと。長南の土地を幾ら幾らでなんて言ったって、ただで出して来るとは来ないなんていうことを議会で発言したことがある。私としては、やるんだしたらそのくらいのことをやらなくちゃいけないと言いましたけれども、もうそこまできています。ですから、町が土地を買っていろいろな条件をつけて、ガスと水道まで引けるばかりにして、来てくださいと、そのくらいにしなければ、こちらで望むようなものは余り来ない。必ず、来た後5年、10年たったら、また町の抱え物になるんです。人口がふえればいいんじゃないんです。

今、すぐ近くでも、住宅が全然入っていないくて、夜、明かりもついていない。それで、きのうあたり見たら、わきから草がはえて上がっているんですよ。ああいう状態の住宅が、いいと思ってやったときは本当にどんどんふえたと思うんです。だけれども、10年、20年たつて、どこどこ団地はもう人口も減っています。学校もあいてきています。よかったですよね。だけどまだ看板は土地を売りますよと建っているんですよ、公社で建ててあるんです。そういった状態で、いいあとへ必ず悪いものがきますから、よっぽど慎重にならなくちゃいけない。ですから、土地は、例えば又富の土地も皆さん、こういうものが来てくれるんだしたら、出すぞというぐらいの気持ちになってみんなで作るんだということでないで、そう簡単がいいものは来ない。大抵、後で問題が起きる。遠い将来、近い将来ありますけれども、将来いろいろな問題が起きるんじゃないかと思っておりますので、慎重を期していきたいと、こういうことでございます。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 最後の質問になろうかと思っておりますけれども、すごく前の暗い話を聞かされちゃいましたよ。町長さんがっかりしたよ。又富団地を20年も30年もかかって、3,000万円も4,000万円もずつ公費から払って、それで売る気が全然ないんだからね。これはだれが考えたって思うじゃないですか。我々が今考えている、その世代の人たち以降の人にも税金で払わなくちゃいけないんですよ。それを今解決しようとしなくて、あと売ったって人が減ってきたものが、また、どんなふうになるのかわからない、将来が見られない。じゃ何で過疎地域に指定を受けたんですか。そういうことでは全く見通しが明るいみたいなきき町長は施政方針の

演説で言っていましたけれども、全く暗いですよ。そういうことを、悪いですけれども私らの前で言われたら、私らは何のために議会に来て、何のために皆さんにお願いしているんだということになっちゃいますから、そういうことは悪いですけれども、本当は言わないでください。前向きに検討して、少しでも住民をふやそうと、人口をふやそうということに一生懸命になってもらいたいですよ。再度あそこだけでいいですよ。よそは人がやったことだから、おれは継続していただけたと言うから、やっていってください。又富をもう一度町長、お考えを伺いたい。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 又富の土地は、今おっしゃるようにそれはあれなんですけれども、ただ、今大多喜さんのことを言われていましたけれども、そういう形で町が土地をあっせんするようなことをしたらちょっと、問題があると思うんです。やっぱり条件をつけて、こういう人に来てもらいたいたいということ、土地をこっちからおあげするようなことでなければ、過疎というものはいい過疎解消にはつながらないと思うんです。ですから、その辺が本当に難しいと思うんです。又富はもう大きな借金をしておりますから、売って当然だと思います。売っていかなければならない。その際には、やっぱり値段も決められた値段よりも大体8割ぐらいの値段で契約をさせていただいておりますけれども、そういった形で今後も続けていかなければならない。だから、一般的に言って、私が土地を、大多喜のように来てくれというふうにしてやるんだということについては、私は問題があると、こういうこと言っているわけですから。又富の土地との関係は、つながりを持たなくても私はいいのではないかと、こんなふうに思います。

○議長（松崎 勲君） これで、11番、石井正己君の一般質問は終わりました。

◇ 仁茂田 健 一 君

○議長（松崎 勲君） 次に、8番、仁茂田健一君。

〔8番 仁茂田健一君登壇〕

○8番（仁茂田健一君） 議席番号8番、仁茂田です。議長のお許しを得て、質問事項2件質問させていただきます。

1件目、件名として「元気」を発信する町づくりについてお伺いします。

要旨としては、町長が新聞、町広報の年頭のあいさつで、「一つ一つの課題を町民との対話、協調、そして協働のもと解決に向けて元気を発信する」と表明しております。そこで伺いたいのは、町長は元気という言葉を使用されましたが、町長の元気とは、どのようなお考えをなさっているのか、具体的に説明願います。

2件目、各小学校の統廃合についてです。

前々回の質問において、学校規模適正検討委員会の最終検討結果が、本年度の1月中に出ると聞いておりました。その結果を受け、町教育委員会も検討されたことと存じます。

その提言の中に、「長南町教育委員会におかれまして、本提言を踏まえながら、これからの子供たちにとって望ましい教育環境整備の方針の策定について取り組んでいただきたい」とあります。本来、教育環境整備は町がすることであって、教育委員会に提言する内容でないと思いますので、町長に伺います。今後、次世代を

担う子供たちの教育をどのような方向に向けて決断されるのか、町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 8番、仁茂田議員さんのご質問にお答えします。

まず、件名で2点いただいております。「元気」を発信する町づくりについて、町長の考えている「元気」の具体的な内容についてが要旨でございます。

また2点目は、小学校の統廃合について、要旨で学校規模適正検討委員会の提言内容と町長の考えについて、こういうことで順を追って答弁させていただきます。

まず、「元気」の関係でございますが、元気な町とは具体的にはどんな町かということでございます。その質問に答えたいと思いますが、第4次総合計画の中で、町の将来像を「自然が誇り、住むことが誇り、元気なまち 長南」として「元気なまち」を使っておりますが、目指すべき10年後の町の状態が「元気」であるとし、表現したものでございます。

具体的にはどのような状態かと言えば、人にとっては、町民がみんな健康で生き生き過ごしている状態、産業にとっては、基幹産業である農業など、あらゆる分野で活気がある状態を示したものでございます。

町を取り巻く社会環境は決して易しいものではありません。少子高齢化、人口減少、長引く不況、TPP問題、追い打ちをかけるように東日本大震災からの復興など、将来を考えると、不透明で課題も多く気持ちも暗くなります。

私は、第4次総合計画の中でも協働を進めてまいりますが、協働は大きな課題から小さな課題、すぐ解決できる課題から時間のかかる課題など、直面する多くの課題の一つ一つの解決に向け、町民の皆さんとともに考え、ともに汗を流すことが協働であると考えており、協働の町づくりも町を元気にする方法であると信じております。平成24年度では約42億円の予算を編成させていただきましたが、予算にある事業全体を通して町を元気にするものでございます。

情報の発信については、常々本町は下手であると感じております。昨年の東日本大震災や、全国に被害を及ぼした台風でも、被害はなく災害に強い町を証明しましたし、自然豊かな町として資源も豊かです。町のホームページや新聞等で町の情報を発信することは当然ですが、今はだれでも情報発信ができる時代です。インターネット上の口コミの情報は、流行を左右するほどの大きな影響力を持っております。インターネットのさまざまな活用方法なども勉強していきたいと考えております。

次に、2点目の小学校の関係でございますけれども、長南町4小学校の統廃合の件につきましては、平成23年9月第3回定例議会の一般質問でお答えしたとおり、平成24年1月27日に、学校規模適正検討委員会より長南町教育委員会に提言が出され、30日の教育委員会会議で慎重審議され、全委員一致で承認されました。その内容を2月17日付で報告を受けました。

提言内容は、「現在、長南町4小学校において積極的に推進している児童一人一人の能力や個性を生かした教育は大切である。しかし、児童数の大幅な減少から、近い将来予測される複式学級による教育は課題が多い

と考えられる。よって、複式学級を避ける方向へ解決策を検討するため、今後（仮称）長南町学校適性配置検討委員会を設置し、協議することが望ましい」ということでございます。

町といたしましては、この提言内容をもとに、町教育委員会において、長南町学校適正配置検討委員会を早急に設置し、長南町の小学校のあり方を十分検討していただき、長南町の子供たちにとって最善の教育ができる環境、方向性を示してほしいと考えております。また、出されました提言につきましては尊重してまいることが基本的でございます。

以上で、答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） まず、「元気」の件のほうですけれども、町長の「元気を発信する」と言われたことは、10年後を見込んでの4次計画を完成しようとしたら「元気」が発信できる。現状ではこの24年度に対しての予算内では、「元気」を発信させるような、協働に基づいて行う、発信するような事業の計画は持っておられるのか。

それと、統合についてですけれども、今後、学校規模適正配置検討委員会を立ち上げるということですが、それは期限は設けて立てるつもりですか。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） お答えしたいと思います。

現状、元気を発信するような計画を24年度で持っているかというようなご質問だと思いますけれども、平成24年度の予算におきましては、例えば地デジの計画であるとか、あるいは防災無線のデジタル化、そして過疎からの脱却の過疎対策費をセットしたこと、そしてマスコットキャラクターをつくるなどということで、これから元気を出そうというような意欲に満ちた予算とさせていただきますので、そういった中で元気を蓄えて、その元気を大いにインターネット等で発信していきたいというようなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 仁茂田議員さんの再質問の期間ということでもありますけれども、提言の中で大事なことがあります。今取り組んでいる長南町の教育は、これは非常にいいという評価をいただきました。しかし、複式学級、いわゆる2つの学級をあわせて、隣接学年をあわせて16人という国の決まりがありますので、16人以下になったら、これは1つの教室で1人の先生が教えていく。その教室の状況を視察させていただいた中で、前回の検討委員会では、これはもう無理だと。ですからこれを避ける方向で、ぜひ今度は適正配置、配置ですよ。今4校ありますけれども、その4校でいいのかどうか、配置について検討するよというところで提言が出されたわけでありまして。ですから、現在の児童数の推移を見ますと、これは平成29年度には今の状況でいきますと、確実に長南小学校で複式が発生します。ですが、29年から発生しますけれども、少なくともそれまでに複式学級を避ける方向を解決していかないとこれはすぐにできないわけですので、ですから教育委員会としては24、25年ぐらいをかけて、適正配置について検討して結論を出していただきたいという方向で考えてお

ります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） 今、総務課長より答弁がありましたけれども、これはそうすると2年後にはどうにか町長在任中に「元気」を発信できますか、それが1つ。

それと、適正配置の件についてですけれども、24、25という、私が言った期限だと大体2年ということですので、それで検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（松崎 勲君） 再々質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 「元気」のことを答えます。

先ほど総務課長が答えているように、24年度の42億円の予算も人件費も含んでいるんだけど、その辺がどうかと言われればそうですねけれども、とにかく42億円の予算をかけて町をよくしていくというのは元気にするんだと、こういう表現をしているんです。何がいつまで元気になるなんていうことでは質問をされても答えられない。みんな元気にするためやっているんです。その辺を理解していただきたいんです。いつになったら元気になるんだという、これはちょっと質問のあれとして、じゃいつになったらだと。今も元気な町にするために諸施策をやっているわけです。精いっぱいのことをやっているんですから、それで元気な町。ですから、病気にもならない、元気であれば、病気の人もいるけれどもそれではいけない。そういうことを一番先にお答えしていますけれども、それがやっぱり「元気な町」だということです。具体的に元気な町というのはどういう町なんですかということではなくて、それはすばらしい町である。健康であって農家の人たちもうまくいっていると、それが元気だ、こういうことで、「元気」ということも表現しているわけですから、理解はそういうことでしてもらいたいと思っています。

それと、学校の関係は、実は私のところへ提言されていることは、長南小で複式が出るんです、29年から。ですけれども、この間検討委員会ですどこかに視察に行ってきたら複式学級はまずいと。余り好ましい方向でない。ですからそれは町長として複式学級をよしとしないてくださいというような内々の話を教育長から聞いています。ですから、そういった場合はどうしても教育委員会で、これはあくまでも私は教育のことは教育委員会で決めると思っていますから、提言を受けたものは尊重して受けるほうですから、教育長の「できればそういうふうな複式になったら子供たちと一緒にしないで、16人なら16人にしないで、2つに分けたままで教育を受けさせてくれ」と。この場合、教職員を1人町が単独で県からお願いすると。給料を町から出さなければならぬという、そういう問題はありますけれども、もしそういったことを教育委員会から、「好ましくないから頼んでやってくれ」という問題が出てくれば、財政の許す限り前向きに検討するというような、非常にそういう問題がある。ただ、複式学級はまずい、思わしくないというふうな提言がされていますから時間をかけて、将来的には統合ということも視野に入れていかなければならないというのがあるということだけのご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） これで、8番、仁茂田健一君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

(午前11時42分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

◇ 小 幡 安 信 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、4番、小幡安信君。

[4番 小幡安信君登壇]

○4番（小幡安信君） 4番、小幡です。議長のお許しを得まして質問させていただきます。議員になりましたから4回目の質問となりますが、今回も元気よくいきたいと思います。

まず、高齢化社会に対応した医療費削減についてですが、町長の施政方針にありましたように、まず第一に取り上げられておりました社会福祉政策は重要な課題であると同時に、また難しい問題であると思っております。

本年平成24年は、昭和22年生まれの人たちが65歳、つまり高齢者の仲間入りをするという節目の年であり、いわゆる団塊の世代が平均寿命まで生きるとすれば、今後20年近くにわたって日本の人口構成で高齢者の割合がふえると想定されています。以前は1人の高齢者をみこしのよう到大勢で支えていたものが、今や騎馬戦のように3人で1人の高齢者を支え、やがては一人一人が肩車をして1人の高齢者を支えていかなければならない状況を迎えようとしています。

そこで、まず町の老人医療費の状況並びに高齢者向け政策メニューと、そこへの参加者の状況についてお尋ねします。

長南町においても、現在の32%の高齢化率がだんだんと上がっていき、町の財政支出における社会保障費の割合も必然的に上がらざるを得ないわけですが、収入がふえることが見込めない以上、何とかして支出を切り詰めていくことを考えなければなりません。しかし、単純に社会保障費を削るわけにもいきません。今までの日本、そして長南町を支えてくれた方々に対して、「お金がないので助けられません」では済まされないのです。また、75歳以上の病院診療費1割負担制度はよい政策ですが、この負担を上げることによって高齢者の医療費を抑えようとの政策変更には反対いたします。

ではどうするのか。ここで町長もよく言われる自助・共助・公助の概念が生かされると思います。町では、もちろん福祉の充実に取り組みながら、でも高齢者の方々が元気なうちに、町のためにもう一働きをしてもらうこともお願いしなければならないと考えるわけです。それは、単純に何かの仕事をしてもらう、働いてもらうということではなく、「どうぞ皆さん健康でいてください。そうすればそれがご自身のためでもあるし、また町のためにもなるんですよ」ということを、町民に考えてもらうという意味での一働きでもあるわけです。

「ピンピンコロリ」という言葉は随分と一般的になりましたが、十分に理解されていない面もあるかと思えます。PPK運動とは、ピンピン体操を初めとして、健康で長生きをするための努力をしようという活動であ

って、単純にコロナと死のうという思想ではありません。1980年代に長野県を発祥の地として広められ、これにより、長野県の老人医療費や病院での在院日数が全国1低い状態にあることの要因であるとも言われています。多くの人が、「年をとったらコロナと死ぬのは理想だ」と納得はするのですが、努力をしない。死ぬために努力するというのは変な感じですが、よりよく死ぬためにも、よりよく生きるという発想も大事だと思います。

例えば、予防接種が病気のリスクを軽減し、病気になったときの医療費を低減するように、健診や学習そして健康運動が高齢者の医療費を軽減できるのです。ぜひ長南町でもPPK運動を進めていただきたいと思いますのですが、お考えはいかがでしょうか。

教育において、初等教育、高等教育がどうあるべきかの議論は、盛んになされています。生涯教育においても、どう生きていくのかは議論されますが、最終的になんか死ぬかということは論議されることは少ないのが現状だと思います。きちんと生きていけばその先の死もきちんと死ねるのではなく、きちんと死ぬためにはきちんと生きることが大事です。「終わりよければすべてよし」ではありますが、死を成り行き任せにしてはよい終わりもないと思うのです。文部科学省も、最近、人生の締めくくり方について学習するように提言するようですが、町においては、どのように高齢者教育に取り組もうと考えるのかお聞きします。

最後に、町でもいろいろと高齢者への施策は考えているようですが、聞くところでは、該当者が思うように参加してくれないのが実情のようです。理由はいろいろあるとは思いますが、単純に参加すればよいことがありますだけでなく、目に見える形での動機づけが必要なのかと考えます。どこかによい事例はないかと探してもなかなか見つからないので、ここはひとつ長南町で先進事例をつくってはどうかと提案します。

ここでまた先ほど申し上げた自助・共助・公助が活用されると思うのです。自助、すなわち高齢者教室や健康学習等への参加、共助、すなわちボランティア活動などへの参加に対して、福祉ポイントを付与し、公助が必要になったら、そのポイントを使えるような仕組みを考えたらどうかと思うのですが、町の考えをお聞きします。

次に2年目の町の図書室の充実についてお聞きします。

昨年の4月から茂原市立図書館に、市民以外の貸し出し利用禁止の制約がつけられました。非常に残念なことでしたが、これにより町の図書室の利用状況に変化があったのか、まずお聞きします。

教育、特に生涯教育において、知恵の集積ともいべき図書館、図書室の充実の重要性は言わずもがなだと思いますが、今後町として茂原市に貸し出し再開の申し入れをする気があるのか。また、茂原市から運営についての協力要請があれば図書館を広域行政の一環として組合立図書館として運営することも考えられると思いますが、その気があるのかお聞きします。

また、蔵書数の多い千葉県立図書館の利用方法が変わり、今までより借りやすくなったと聞きましたが、利用状況はいかがでしょうか。私も知りませんでしたが、利用方法が余り周知されていないように感じます。県立図書館を気軽に利用するようになれば、茂原図書館問題も緩和されると思いますので、ご努力願います。

3点目の防災対策についてですが、昨年3月11日の大震災から間もなく1年がたとうとしております。先日茂原市で開催された災害対策コーディネーター講座に参加させていただきましたが、3.11を迎えて防災意識が高まることと思います。改めて今まで触れられていなかった長南町の震災時に発生するであろう帰宅困難者の

問題、人数的な把握と対処方法について、また、町内企業との災害協力協定について、他町村との災害協力協定についてお尋ねします。

とりわけ津波災害の怖さから、海岸沿いの町村から長南町に対して協力要請があるかと思いますが、それに対して備蓄品の用意も考えなければならないし、長生郡広域での防災訓練も必要かと思いますが、実施計画等あればお聞かせください。

以上で壇上での1回目の質問を終わりとしますが、質問回数が限られているため、項目を多くしましたので、回答のほどよろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 4番、小幡議員さんの質問にお答えしたいと思います。

件名を3点いただいておりますけれども、1点目の高齢化社会に対応した医療費削減策について、4点目の高齢者教育のあり方については、教育長から答弁をさせたいと思います。また、件名2点目の図書室の充実について、要旨を3点ほどちょうだいしておりますけれども、これまた教育長のほうから答えさせたいと思います。そのほかについて私のほうからお答えさせていただきます。

まず、要旨1点目の長南町老人医療費の状況についてということでございます。後期高齢者医療の1人当たりの医療費を申し上げますと、千葉県全体では平成21年度が75万7,501円、平成22年度では76万6,609円で、1.2%の伸びでございました。全国順位では、両年度とも43位でございます。また長南町の状況は、平成21年度が70万7,615円で、平成22年度では72万1,086円でございます。1.9%の伸びでございました。県内順位では両年度とも32位でございまして、県・町ともに平均を下回っている状況でございます。

次に、要旨2点目の町の高齢者向け政策メニューと参加人数についてということでございますが、町では高齢者等の閉じこもりをなくし、健康の維持と増進を図ることを目的に、8つの事業を各部署で実施しております。

まず、介護福祉班では、毎年65歳以上の介護認定者を除く約2,500人を対象に生活機能評価のアンケート調査を実施し、回答率が約80%のアンケート結果を分析し、運動器に問題があると思われる方を対象としてはつつ元気教室を実施しております。毎年100名から120名程度の方が運動器に問題があると判定されますので、対象者全員に個別の案内通知をいたしますが、申し込みが少ないため、さらに電話により参加を促して、今年度はようやく8名の参加者でございました。

2つ目として、保健センターでシェイプアップ教室を実施しています。健康運動指導士を講師として、生活習慣病、メタボ予防を目的といたしまして、ウォーキングと筋トレを中心とした内容で、毎月2回実施し、40代から70代までの方が39名参加しております。

3つ目も保健センターで実施をしているもので、健康運動指導士による運動習慣の定着を目的として、ストレッチ、ミニソフトボールを使用した軽体操、マッサージを中心とした内容で、50代から80代までの方が37名が参加しております。

4つ目も保健センターで実施をしているもので、40歳から74歳までの方を対象とした特定健康診査の検査結

果に基づきまして、町の保健師等によります特定保健指導を実施しております。個別に面接して、医療機関への受診勧奨やメタボ予防につながる運動や食事などについて指導を行っています。今年度の対象者は262名、実施者は179名でございました。

5つ目は、社会福祉協議会が実施しております「高齢者と気あいあい事業」でございまして。昨年度は試行的に実施しまして、今年度からは毎月2回実施しています。在宅の要支援高齢者が多くの人との触れ合いを通じ、日常生活をより明るく、楽しみの場を持つことを目的とし、70歳以上のひとり暮らしと老々世帯、日中独居となる要支援高齢者を対象として、15名の方が参加しています。職員とボランティアによる運営の中で、理学療法士の指導により、午前9時から午後3時まで、昼食を挟んで軽い体操やレクリエーションなどを行っています。

このほか、中央公民館で3つの事業を実施しています。

1つは3B体操で、ボール、ベル、ベルターの用具を運動の助けとして使用しながら、すべての動きを音楽に合わせて集団で行う健康体操です。講師の指導によりまして、対象年齢は50代と60代ぐらいとして20名の方が参加して毎月1回実施しております。2つ目はリンパストレッチ教室で、毎月1回講師の指導のもと、60歳以上を対象として22名が参加しています。3つ目はヨガ教室で、毎月1回講師の指導のもと23名の方が参加しています。対象者は定めていませんが、ほとんどの方が高齢者でございまして。

以上の8つの事業が、今年度の高齢者向けの事業でございまして。

次に、要旨3点目のピンピンコロリ運動についてでございますが、病気に苦しむことなく元気に長生きし、病まずにコロリと死のうという「ピンピンコロリ」の標語は存じておりましたが、元気に長生きするための「ピンピンコロリ体操」が存在することは存じ上げませんでした。早速調査しましたところ、高齢者には大変よい体操であることが伺えました。

先ほど高齢者向け事業でもご説明いたしましたが、高齢者向けの運動事業を、現在健康運動指導士等に依頼し、継続実施している経緯もありますし、ピンピンコロリ体操の指導者の確保等の検討すべきことがございますので、今後検討をさせていただきます。

なお、ピンピンコロリ運動は全国的に広まっているということでございますが、担当者の話によりまして、たまたま来庁した高齢者の方が、ピンピンコロリの言葉を聞いて、冗談であってこんな言葉が存在するわけないだろうと疑問の目で見られたとのことでありましたので、インターネットの資料を提示して納得していただいたことがあったとのことでございます。

本町の高齢者の方は、まだ知らない方が多いのではないかと思います。病気に苦しむことなく元気に長生きし、病まずにコロリと死のうということ素直に理解していただければ問題はございませんが、呼び名を強烈に感じ、縁起でもないとか違和感を持つ高齢者がいることについて若干心配をするところもあると考えているところでございます。

次に、5点目の福祉ポイント制の創設についてでございますが、高齢化率の高い本町にあつては、介護保険の給付額が、高齢者1人当たりにつき長生郡市内の市町村におきましては一番高くなっていることなどをとらえても、予防事業を充実させ、介護給付費や医療費の抑制に努めなければならないことは小幡議員さんのお考えと全く同感でございます。

そのためには、福祉ポイント制を創設して各種事業への参加を促し、参加した場合には将来的にそのポイントにより大きなメリットがあり、結果的に健康等が保たれ、非常に有効な手段であるということは理解するところでございます。

しかし、ポイント制を実施するには、いろいろな問題があると考えます。事業に参加したくても都合のつく時間帯でなかったり、運転ができないため会場までの交通手段がない場合など、対象者に対して平等性に欠けることがあると考えます。

ポイントの管理につきましても、数年にわたり数百名以上を管理するとなると、ある程度システム化をしなければ非常に煩雑になる上、間違いも起こる可能性があります。費用対効果を考慮いたしますと、現段階では、福祉ポイント制の創設につきましては、着手できないと考えております。

しかし、介護給付費や医療費の抑制に努めるために、予防事業の展開はこれまで以上に実施しなければならないと考えております。各種事業に参加しない閉じこもりがちな方にいかに参加していただくか、今後も十分検討させていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、件名3点目の防災対策について、要旨を4つほどちょうだいしております。

まず1点目の、帰宅困難者の把握対応についてでございますが、帰宅困難者とは災害発生によりあらゆる公共交通機関が麻痺した際に、自宅が遠距離にあるということで、帰宅をあきらめた帰宅断念者、そして、何とか帰れると判断し徒歩で帰宅しようとする遠距離徒歩帰宅者の両者をあわせたものとされております。さきの東日本大震災でも、帰宅困難者が多数発生したと報道がなされましたが、その多くは公共交通機関の麻痺により、駅構内や駅周辺で発生しました。

本町においては駅は存在しませんが、娯楽施設としてゴルフ場、また就業場所として工業団地があり、町内の方のみならず町外の方々も多く存在することが考えられます。町内には、8つのゴルフ場がありますが、その利用者数は、平成22年で延べ29万5,000人、1日当たり平均800人、平成23年では延べ27万3,000人、1日当たり平均750人に上っており、町外の利用者も多いのではないかと思います。また、工業団地内にある企業の従業員数は約1,200人で、町内従業員は1割程度で、町外の雇用割合が多い状況でございます。

現在、町の地域防災計画では、従業員、ゴルフ場等の利用者が、道路支障や公共交通機関の麻痺により帰宅が困難となった場合、その対応は、その施設管理者に原則お願いすることとし、町としては関係機関と連携して、情報提供や食料提供など必要な支援を行うこととしております。

今後はゴルフ場や工業団地の企業などに、帰宅困難者が発生した場合の対応について、ご理解、ご協力をお願いし、不測の事態に備えていただけるよう働きかけてまいりたいと考えます。

次に2点目の、町内企業とゴルフ場との災害協定についてということですが、町では災害市町村独自で十分は応急対策や復旧対策ができないことも想定し、災害対策基本法に基づき、市町村間相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内の市町村と協力することを確認し、相互応援を行う基本協定を結んでおります。また町内では、建設業組合と災害時における応急復旧工事等に関する協定をはじめ、LPガス協会など9団体と、食料、飲料水、資機材の提供や災害ボランティアセンターの運営などの協定を締結してきたところでございます。

東日本大震災を機に、自治体を初め企業、個人が社会全体で相互間の協力・連携を改めて認識し、また、そ

の必要性が浸透してきていますので、今後も機会をとらえて、食料品の提供や避難所としての提供などについて、協定を結べるよう努めてまいります。

次に、3点目の近隣市町村との災害協定についてでございますが、さきの東日本大震災によって、長生管内でも津波を観測し、床下・床上浸水の被害や、家屋の損壊も報告されています。これまで市町村単位で各種防災対策に取り組んでいるところでございますが、市町村単独で実施するには、地理的、財政的に限界があり、より広域的な防災体制を整備する必要があります。

そこで、長生郡市内でも、今後大規模な災害が発生した際に、長生郡市の各自治体が協力して、住民等を迅速かつ安全に避難させるとともに、避難者を受け入れるために必要な課題等について検討し、長生郡市広域災害対応計画を策定すべく準備をしているところでございます。

今後は、策定した計画にのっとり、長生郡市内で相互に連携を図り、防災体制の強化を図ってまいります。

次に、4点目の広域訓練の実施についてでございます。

現在、各市町村において防災の日や防災週間行事等に合わせて独自に防災訓練などを実施しております。特に平成23年度では東日本大震災を受け、一宮町、長生村、白子町においては津波避難訓練を実施したと伺っております。本町においては、平成8年度から千葉県東方沖地震が発生した12月に合わせ、毎年12月の第1日曜日に防災訓練を実施しているところでございます。

ご質問の広域訓練の実施についてでございますが、現在、毎年河川協会長生支部ほか2団体の共催により、自主防災組織や建設業組合、消防団、市町村などを対象に、大雨による河川のはんらんで起こる被害を最小限に防ぐための水防工法技術を取得することを目的とした水防訓練を年1回実施しています。また、水防訓練の中では、心肺蘇生法やAEDの取り扱いなど、防災にかかわる応急救護訓練もあわせて実施しております。

広域的な訓練は本町の考えだけでは進めることができませんが、現在実施している訓練を活用し、内容の充実を図ること及び広域災害対応計画策定の中で、広域的な避難訓練や避難者受け入れ訓練を、長生郡市内で実施できるよう前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいを思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

〔教育長 片岡義之君登壇〕

○教育長（片岡義之君） それでは、私のほうから小幡議員さんご質問の高齢者教育のあり方、それから図書室の充実についてということでお答えをしたいと思います。

まず、高齢者教育のあり方についてでございますが、公民館で行っております高齢者教室では、本格的な少子高齢化の進展に伴い、高齢者の方々が新たな目標を持って幅広く生きがいを持ち、生き生きと心豊かに過ごし、社会的能力を高めていただきたいという目的で開催しております。開催する内容については、教室生の希望を取り入れながら、より充実した内容を考えて実施をしてきているところでございます。

ご質問の人生の締めくくり方についての学習は、今までに要望もございませんでしたし、行ったこともございませんけれども、今後、文部科学省からの提言などの動向を見たり、あるいは町民の方々からの要望等を聞きながら検討してまいりたいと思います。

次に、図書室の充実について3点ございましたが、まず、茂原市図書館利用停止後の図書室の利用状況につ

いてでございますが、茂原市では平成23年4月より、図書の貸し出しの対象者を市内在住者、在学者並びに在勤者といたしました。その後の本町図書室の利用状況を、この1月末現在で、利用者数及び貸し出し数を昨年度と比較いたしますと、利用者数では、22年度は561人に対し本年度616人となっており、55人、10%の増となっております。貸し出し冊数では、22年度1,669冊に対し、本年度は2,086冊で417冊、25%の増となっております。

したがいまして、まだ今年度もありますので、もう少しふえるかなというふうに思っております。

次に、茂原市に対しての利用再開の申し入れ、あるいは広域での図書館運営についてということでございますが、このたびの茂原市図書館のことにつきましては、茂原市に確認したところ、内容のほうはまだ未定だそうでありすけれども、平成24年度中には再開の予定だと聞いております。したがいまして、茂原市図書館は従来どおりの運営になるというふうに考えられます。

また、広域での図書館運営ということでございますが、現時点でも、すべての市町村の図書館の利用は、公民館を通じてはできるようにはなっております。しかし、他市町村の考え方がまだ現時点ではわかりませんので、今後は茂原市さん等の状況に応じて検討してまいりたいというふうに考えます。

ご質問の図書室の充実の3点目の、県立図書館の利用状況と利用申し込み方法についてでございますが、まず、県立図書館の利用状況ですが、平成21年度長南町が図書館協会に加盟してから利用できるようになり、現在までに20件の利用がございました。

次に、利用申し込みの方法ですが、利用される方は希望する本の書名、著者名及び出版社名を公民館へ申し込みさせていただきます。そして、公民館から県立図書館へ依頼をいたします。そこでその図書が貸し出せる状況、例えば貸し出しのできる本は、発行後6カ月以上経過しないと貸し出しができないというような状況、あるいは既に貸し出されている状況、それらの状況でなかったら、貸し出せる状況でしたら、二、三週間で公民館のほうへ搬送されてまいります。その後公民館から利用者へ連絡し、受領に来ていただくということになります。

また、町民の方々への周知の方法につきましては、これは本当にちょっと遅くなって申しわけなかったんですが、広報「ちょうなん」4月号に掲載をしながら周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ご答弁ありがとうございます。

1つずつやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

長南町の老人医療費の状況についてということでお答えいただきましたが、最初に私の意図したこととちょっと違うような数字が出ていたので、これは私の質問の仕方が悪かったのかなとも思いますが、福祉ポイント制のところでお答えいただきましたように、介護給付費が長生郡内で1番だというお答えでしたけれども、長南町の医療費の状況が、お答えいただいた数字は何か低いという数字をいただいたんですが、高いという数字をいただければ、後の私の質問もやりやすかったと思うんですが、長南町の医療費の状況をきのうちょっと確認いたしましたところ、21年度で31万9,772円で、これは県で一番高いというようなことも確認しております。

ので、できればこういう数字をいただきましたかったなということです。

それに引き続きまして、町の高齢者向け政策メニューと参加人数についてということで、たくさんメニューが用意されているんだなということはわかりました。ありがとうございました。ただ、やっぱり参加者の割合がちょっと少ないんじゃないかなという気はいたします。お答えいただいた中には、私の言っている高齢者65歳以上ということだけじゃなくて、50歳からとか40歳からということについての参加人数もありましたけれども、まだまだ少ないんじゃないかなと思っておりますので、これについて、もう少し詳しく65歳以上の人数がわかりましたらお願いしたいと思います。

3点目、ピンピンコロリ運動についてですが、何か答弁の中で、まだ私の考えているよりも一般的に周知されていないというような反応があったということで、質問の中で申し上げましたように、1980年代から長野県で盛んに言われていて、もう少し周知されているのかなという気がいたしましたが、長南町はもしかしたらそういう点でも遅れているのかなという気はいたします。

ただ、重要なのは、「ピンピン」だけではなく「コロリ」という言葉が入っている。つまり死というものに対して意識をさせることが、この運動の一つの大事な点じゃないかというふうに私としては考えておりますので、町長のほうでも、長南町でも運動をやる検討をするというお答えでしたので、ぜひ積極的に運動について取り組んでいただきたいと思います。

それから、高齢者教育については教育長さんのほうからお考えがありまして、今まで要望もなかったのではなかったということですが、私のほうからも申し上げましたように、文部科学省のほうで今後取り上げるということですので、これは要望として、長南町でも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

福祉ポイントの創設については、非常に難しいので検討はするけれどもやらないというようなご答弁でしたが、前例がないというのは、私もインターネットなどで調べてわかっているんで、ぜひその前例を長南町でつくってほしい。あらゆる点において長南町はなかなか物事を積極的に新しいことをやらないという気質がありますが、こういうことをぜひ変えていただいて、福祉の面で先進町となるようなことを積極的に考えていただきたいと思うわけです。これについては、もし考えていただけるようでしたら、私ももちろん積極的に協力いたしますし、いろいろなことを調べてやりたいと思います。

続きまして、図書室の充実についてということで、これについては先ほど全体を通して24年度中に茂原図書館が貸し出し利用が再開の予定だということでありましたので、当面の私の質問に対する回答はそれで十分かと思いますが、特に県立図書館の利用申し込みについては、たしか20件しかまだ利用がないという、県立図書館といえどももちろん千葉県で一番蔵書数も多いわけでありまして、これを利用することが長南町住民の生涯学習の充実につながるのだと思いますので、先ほどありました申し込み方法の早急な町民への提示と、今、長南町の図書館の図書検索システムというのがホームページから図書検索できます。これが県の図書館と連結している状態であれば、長南町の図書館にこの本を調べたときに、これがないんだよというようなことがあったときに、すぐ県立図書館にはありますよというような形で、ホームページで調べたときにそれが回答があれば県立図書館の利用ももっともっとふえるんじゃないかと思っておりますので、この点についてご検討を願いたいと思います。

続きまして、防災対策についての帰宅困難者の把握と対応についてということで、その他も含めてになりま

すけれども、いろいろと考えられているということがございましたので、これについては特別に私のほうから再質問ということもないわけですが、一つ足りないなと思ったのは、私、近隣市町村と申し上げたんであって、長生郡市内だけじゃないんですね、近隣市町村は。市原市と大多喜町も境を接しているものですから、近隣市町村と言った場合にその2つについても、これから災害のときにどう考えているんだというようなことを綿密に連絡を取り合うことは必要なんではないかと思います。

広域訓練の実施についても、今後、広域災害計画というので計画されているようですので、これについては了解いたしました。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

○保健福祉室長（石橋弘道君） 小幡議員さんの再質問で、高齢者施策メニューの65歳以上の人数は何名かというご質問でございますけれども、私のほうの担当の保健福祉センターでの事業ということでご回答させていただきたいと思いますが、それにつきましても、ちょっと私のほうの調べが不十分で申しわけなかったんですけれども、65歳以上という形で人数は調べておりませんでしたけれども、シェイプアップ教室につきましては、60歳代で45%、70歳代で15%ということで、65歳以上にはまだ若干間があるんですけれども、そこで約60%の人が60代、70代ということで、シェイプアップ教室については把握をしております。

それから、ヘルスアップ教室ですけれども、シェイプアップ教室に比べまして体操が軽い体操になりますものですけれども、これにつきましては、60歳代で64%、70歳代と80歳代で31%ということで、50歳代が5%ということで、60歳以上の人が95%ということで、人数が37名のうち90%ということですので、もともとの人数が少ない中の数字でございますけれども、以上でございます。

それから、2点目の福祉ポイント制につきましては、町長の指示でもありましたけれども、いい結論はすぐには出ませんけれども、検討するというので、その際にはまた皆様のご協力をいただきたいということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、石橋室長のほうからお答えしましたけれども、回数に制限がありますので、要点を言っちゃって1回ということにします。

ピンピンコロリの関係ですけれども、小幡議員さんは死への意識ということで言われたんですが、私と同じ意識なのかどうなのかちょっとあれなんですけど、私の考えをちょっと申し上げます。私もこの言葉を、ついこの間も役場へ来た方の前でも二、三回言っています。来たと言うのは、私の部屋へ。会合でも言っております。すけれども、「議事録から省いてください」とか、「町長がそう言ったと言わないでください」と、前置きをして言っているんです。ピンピンコロリを幾ら大きい声で言ってもいいですけれども、それで死ぬということになると、どうも声を小さくしないと私の立場上まずいんですね、それで非常に難しいということで、例えば事務室へ来た人には、私の部屋へ来た人も、この間ある委員会でも言ったことは、お世話になると平均4年は寝たきりでお世話になっているんだそうですね平均で。それで意識というか精神状態もお家の方とかいろいろ

ろよくわからない状態になっておるといような、それで施設で、病院で、そういうお世話になると、4年という話も専門屋がしていたわけです。

そうしますと、ピンピンコロリはぴたり合うんです、言葉はね。ですけども、ピンピンはいいんですが、コロリがちょっと私には気がつかえて言えない。私が言ったら大変な言葉になる。その辺もひとつぜひご理解を。今後藤見としてはピンピンコロリはすばらしいことだということを、コロリを小さく言って言うことには一向に差し支えないということで、この問題はもう少し時間をかけて、それでともかくいい体操があるということですから、ピンピンコロリと小さい声で言った体操だと言ったっていいということであれば、そういう形で、ただ私の心情だけはちょっとご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 予定の時間が近づいておりますので、質問も答弁も簡潔をお願いします。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 思いがけず長くなってしまって申しわけありません。

町長さんのお考えはよくわかりましたけれども、私もこの場で声を大きくして「ピンピンコロリ」と言いますので、今後何かの機会がありましたら、ぜひ臆せずには言っていただきたい。それによって町の高齢者向けの医療費が少なくなるのであれば非常にいいことではないか。重ねて言えば町長ご自身も後期高齢者のお仲間入りしておられるわけですから、ぜひピンピンと長生きしていただいて、町長は先ほどの施政方針演説で、何か今回が最後になるような、今期でおやめになるようなこともおっしゃってございましたけれども、私といたしましては、もし長南町が元気で長生きな町として日本一の町となるのであるならば、町長も日本一高齢の町長として長南町を引っ張って行ってくださることに私としては賛成いたしますので、ぜひ町長としても今後とも高齢者向けの政策をよろしく願いたいと思って私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、4番、小幡安信君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は2時10分を予定しております。

(午後 1時56分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 9分)

◇ 大 倉 正 幸 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、1番、大倉正幸君。

〔1番 大倉正幸君登壇〕

○1番（大倉正幸君） 議席番号1番、大倉正幸です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日、私ちょっと風邪を引いてしまいまして、お聞き苦しい点があるかもしれませんが、ご了承いただきました

く思います。なお、元気にいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1点目ですが、友好都市の締結について伺います。

昨年は災害の多い年でした。とりわけ東日本大震災直後の政府の対応の悪さに比し、一般の現地ボランティア、支援物資の収集、運搬など、本町でも最近頻繁に聞かれます。先ほど小幡議員の質問にも出てきましたが、自助・共助・公助のうち、共助の部分がクローズアップされたように思われます。

本町は、昨年より自助・共助の一端である自主防災組織の立ち上げに補助金を出してくださるようになり、現在も町内あちこちの地域で計画が進んでいると耳にします。私の地元地域におきましても、24年度中の組織立ち上げに向け、検討しているところであります。

共助を強化する一つの方法として、他の市町村と災害互助協定を結ぶことが挙げられるかと思えます。それも国内のある程度離れた地域の市町村が望ましく思えます。

そこで、私が冒頭に申し上げました友好都市構想になるわけでございますが、本町においては、現在国内外を問わず友好都市、親善都市のたぐいは残念ながら1カ所もありません。友好都市をつくることにより、人の交流、物の交流、情報・文化の交流などさまざまなメリットが発生し、ひいては町の活性化、災害時における物資や人力の融通につながると思います。この友好都市構想について、ぜひ実行すべきと思いますが、町長のお考えを伺います。

2点目として、太鼓森について伺います。

太鼓森の公園構想については、平成4年第4回定例会において、議場内にもおられます松崎剛忠議員からも質問がありました。当時は、故唐鎌士郎町長の時代でしたが、藤見町長は財政課長として定例会にご出席されていたという20年前の記録がございます。

竹下内閣時代のふるさと創生事業に端を発し、本町では既に公園となりました野見金公園と熊野の清水公園の2カ所のほかに能満寺古墳の周辺整備、そして太鼓森の公園整備と計4カ所の公園整備の計画があったはずですが。太鼓森については、「国・県の補助事業により、約110ヘクタールの地形測量、そのうち80平方メートルほどの発掘調査を実施し、将来の開発のための参考資料とする」との会議録があります。

ところが、その後は何の経過もなく、長南町第4次総合計画を見ますと、公園・広場の整備としては記載がなく、観光資源の育成強化としてほんの1行の記載があるにすぎません。近隣の高齢者の方は、昔は公園のように親しみ、丘のてっぺんに登っては景色を楽しんだと聞いております。また、長南城跡地として、これからも後世に語り継がねばならない本町としては非常に大事な場所だと考えます。

太鼓森の公園整備について進捗状況があるとすればどのような状況なのか、進捗していないならば今後どのように取り扱うのか、町長のお考えを伺います。

以上2点を質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 1番、大倉議員さんの質問にお答えしたいと思います。

件名としまして友好都市の締結について、また、2点目として太鼓森についてでございます。

要旨といたしまして、友好都市の関係につきましては、町の活性化あるいは災害時の互助としての友好都市を結ぶことについてということでございます。

お答えしたいと思います。

昨年の東日本大震災の際に、ユートピア笠森を避難所として被災者や避難者を受け入れましたが、友好都市が結ばれた市町村が被災したとなれば、また違った支援ができたと思います。また、圏央道が開通すれば、大都市圏と短時間で結ばれるようになりますので、大都市圏内の市町村と友好を結ぶことで、都市と農村の交流促進の一助になると思います。相手方の市町村もあることですし、友好都市の締結は双方の市町村の足かせになってはいけません。

友好都市を結ばなくても交流や友好関係の形成は図れますし、圏央道の開通により交流の形態も変わってくると思いますので、いましばらくはさまざまな市町村と交流する中で、双方の機運が高まる市町村があれば、皆さんの意見を聞きながら、友好都市の締結を検討してまいりたいと考えております。

2点目の太鼓森の関係につきましては、要旨で公園整備についてということでございます。

昭和63年竹下内閣のもと、自ら考え自ら行う地域づくり事業と称するふるさと創生事業が創設され、全国の市町村に一律1億円が交付されることとなりました。

本町ではアンケートを実施し、住民の要望を聞いたところ、公園を希望する意見が多く寄せられ、平成2年度に長南町ふるさとふれあい公園基本計画を策定いたしました。

この計画の中で、笠森観音周辺、熊野の清水周辺、太鼓森周辺及び能満寺古墳周辺の4つの町の重要な資源を生かした公園構想が提案されました。

笠森公園周辺、熊野の清水公園については、当初の計画とは多少内容は変わりましたが、公園整備をすることができました。太鼓森公園と能満寺古墳公園は未整備となっております。

公園構想がバブル期に策定されてから20年以上が経過しており、住民ニーズも変化しているものと考えております。年々財政が厳しくなっている中で、太鼓森公園の整備を優先することはできない状況でございます。今は長南町の指定文化財、長南城跡太鼓森として保全をしてまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） ありがとうございました。

友好都市についてはしばらく様子を見たいというお答えをいただきました。実は私、もう少しいい答弁をいただけるのかなと思ひまして、その先を見据えて、じゃどこがいいのかなというところで調べてみたのですが、まず、戦国時代に長南氏という方々が東北地方に逃げ延びて、そこで長南氏という名字の方々が特に山形県地方に多いということを知りまして、その先を調べたところ、山形県の庄内町というところが非常に長南氏という方々が多いということで、そういうところと友好都市を結べればいいんじゃないかなというような気がしておったんですが、たまたまそのホームページの中に、その庄内町は宮城県の南三陸町と友好都市を既に結んでいるということなんです。そこで、その南三陸町に向けて義援金の広告が出ていたんです。義援金を募集します、義援金を集めましょうということで、庄内町の人たちで南三陸町を助けてあげましょうよというような

広告が出ておりました。

そういうところを見ましても、友好都市を結んでおるとそういうこともあるのかなということで、近い将来、東京湾の北部で震度7程度の地震が来るとか、東海地震が4年以内に来るとか、そういう学者の説もありますが、そういう助けてもらうために友好都市を結ぶわけではありません、もちろん。そのほかに先ほども言いましたが、人や物やあるいは情報、そういうものの交流が図られればいいなという感じがしまして、友好都市はいかがかというような質問をさせていただきました。

2番目ですけれども、こちらも予算の都合でというお話を伺ったわけなんです、保全はしていただくということですので、ぜひお願いしたいと思います。

その先ちょっと私考えたんですが、西谷から太鼓森に上がる道と、それから太鼓森から今度は南谷、川村商店のところにきてくる道もあるわけですけれども、そこから町なかをぐるりとつなぎまして遊歩道化をしてみたいかなと、ただ片道を上がって太鼓森の上へ上がって景色を見るということではなく、1つのハイキングコースとして途中に例えば三途台の長福寿寺をコースに入れるとかしたら1つのハイキングコースにもなるのかなというのも一つ私が思っているところであります。

ちょっと何か要望みたいな形になってしまいましたが、ご答弁があればよろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 1点目の友好都市の関係でございますが、長南氏の関係で東北のほうということでございます。山形。それで、今この近所にも長南さんという方がおいでになっているし、実際に長南氏の会という集まりがあって、よくこちらへおる方も役員なんかもやって行動されています。そういったこと等考えあわせて一つの考え方としては、大倉さんの提案は素晴らしいというふうにも理解をしております。

今申し上げましたように、災害に備えるのではなくして、やっぱり人、物の交流などを一つのこういった友好都市を結んでのきっかけとしてそういった交流関係の活発化を図って、双方が活性化、何らかの面で活性化していくには素晴らしいことだということで考えておりますので、実際に何か私の最初の答弁ですとがっかりしたようなことでございますが、改めて検討はさせていただくということで回答をさせていただきたいと思っております。

それと公園の関係については、少し話が長くなりますが、竹下内閣時代にふるさと創生1億円をそして、皆さんで自由に話し合っ使用金だという、町民と話し合っどんな形でもいいというもの。金の棒をつくって飾ったり、いろいろなことをやられました。郡内この周りでは積み立てたのはうちだけでございます。

ただ、1億という最初のふれが、事業はたしか私がお世話になったときですから平成10年でございますから、10年ぐらい続いておりました、私が平成10年にお世話になったとき、たしか記憶ですと5,000万円ぐらい同じ趣旨の金が来ておりました。そうすると、その間でですね、10年ほどの間7,000万円とか8,000万円という金が来ておりました。それで何らかの形で、ある程度使った面もこれはあると思っております。使ったということは、地域の活性化のために使ったと思っております。

しかし長南町は全部交付金を積み立てるという基金にしようと、基金にはふるさと創生基金というものをつくって、先ほど申し上げた4つの公園の整備を図るということであったわけでございます。たしか私がお世話

になったときは、七、八億円あったと思います。それが現在は頭の中ですから1億2,000万円から3,000万円ございます。それで今まで、いや1億二、三千万円が太鼓森と能満寺のことだよと、こう言っていましたけれども、1億や2億で両方の公園ができるわけないですが、しかし、そういう形では私も2つの公園が未整備のままだからと、まだ若干1億二、三千万円の基金は現在も残っていますけれども、そういう形であるということで、太鼓森については、たしか先ほど面積なんかは文化財調査するとかということは言っていますけれども、実際には調査はしなかったと思います。文化財調査をしたら、それこそ何億という金ぱつと飛んじゃいますから、これはもう道路1本だって文化財調査には、今四、五千万円ぐらいかかりますから、これはそういうことはやって、事業は実際には実施していなかったと思います。実施したまた記録も残っておりませんので、実施しなかったということで、計画倒れであったということの理解で私はよろしいかと思えます。

ただ、経費は30億円程度かかるようになっております。ですので、これはちょっと財政状況からして、当時の財政状況、そして今の財政状況からして、手をつけられない、かけられないというのが実情で、現状であるというふうなご理解をいただきたい。

ただ、先ほどご質問の要旨の中にもございました、やっぱりあの地域は、長南町、旧長南町、そして大きく言うなら上総地域の太鼓森だったという一つのあかしとして、何か記念すべき、例えば石碑を立てるとか、最悪でもそういったことをして後世に残していかなければならないし、残すことは当然だと思います。またやっていかなければならないと現時点では考えています。

ただ、公園化については非常に問題があって、現時点では公園化を前向きに検討するようなことについてのお答えは残念ながらできないということで、ひとつご理解いただきたいと思えます。後世に残す何かの形はしてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） これで、1番、大倉正幸君の一般質問は終わりました。

◇ 加 藤 喜 男 君

○議長（松崎 勲君） 次に、7番、加藤喜男君。

〔7番 加藤喜男君登壇〕

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤喜男でございます。よろしくお願いをいたします。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回4つの質問事項ということ、質問の要旨として7つございます。順次進めますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、1番の町の活力向上対策についてということでございます。

行政改革の推進につきましては、役場が変われば町が変わるをスローガンとして、職員一人一人が現状の行政課題に対して、危機感を持って、また自らの問題ととらえて取り組んでいるものと思えます。

そこで昨年の12月の定例会で一般質問におきまして、ちょっと口にさせていただきました職員提案制度についてでございます。

この制度は、職員提案制度実施要綱として昭和45年に制定をされ、茂原市や長生村も同じような規定がある

ようでございます。

この職員提案制度実施要綱は全第14条からなり、第1条の目的には、職員に町の業務に関する創意工夫を提案させることにより、業務に対する職員の熱意にこたえとともに、町の業務の合理化、経済的運営に資することを目的とする。

第2条の提案の内容については、職員は、町の行政における組織、施策、運営、事務処理、技術的業務、執務環境、事務、用具、職員の間関係について、その発展、充実、改善、整備、経費節約、事故防止、災害防止などを図る。創意工夫をこの要綱に定めることによって、町長に提案することができるというふうにされております。

また、提案の内容は建設的、独創的であり、かつ具体的な提案であることを原則とするが、着想の段階のものであっても、それが1つまとまった考えを示していて、直ちに具体化、実施し得るものであれば差し支えないとするとされています。

第13条では、提案賞や職場改善委員会賞、町長賞を定め、記念品、賞状、金品を贈るとし、第14条では、人事考課の参考にするとしています。

このような提案制度につきましては、民間企業では一般的なものであり、品質の向上、コストの削減、サービスの向上に効果を上げているものと思います。

そこでご質問ですが、この要綱は本町の活力の向上策にはうってつけであると思われまます。そこで状況についてお聞かせいただきたいというのが1点目でございます。

次に、結婚相談員制度についてでございます。

人口減少の大きな原因は、出生率の低下と婚姻が進まないということだと思えます。

出生率の低下についてはいろいろな手段をとっていかなければならないと思いますが、本町には長南町農村青年結婚相談所設置要綱なる規定がありまして、昭和56年には長南町結婚相談員協議会設置要綱なるものが設けられ、現在に至っております。この私も当て職ではございますが、参与として参加をさせていただいておるところでございます。

この1年の活動を振り返りますと、会長をはじめ各相談員、事務局が知恵を絞り、相談所の開設、婚活パーティーの開催など若者の出会いの手助けをしているところですが、この事業については、さらなる町のサポートが不可欠だと考えております。

本事業は元来農家にお嫁さんを迎えるという発想のためか、農政を管轄する課に事務局を置くことになっておりますが、もはや農家の問題だけではないというのは皆さんご承知のとおりでございます。本事業をさらに強化する意味も考えて、勝手な考えですが、事務局を企画や総務のほうの全体を見守るところに移して、さらなる強化を図っていただければということでございます。

次に、非常勤職員についてでございます。

4番の附属機関とも若干関係しますが、本町にも1年未満の任用予定期間を定めて日々雇い入れる職員、非常勤職員が採用されております。地方自治法203条の2には、「非常勤職員には報酬を支給しなければならず、費用の弁償も受けることができる」とされ、「報酬及び費用弁償の額並びにその支給の方法は条例で定めなければならない」とされております。

また、地方自治法204条の第1項の職員、これは町長をはじめ、補助機関の常勤の職員のことですが、この職員については第204条第2項で扶養手当、通勤手当、期末手当、退職手当等の各種手当を支給できるとされていますが、非常勤職員にはこのような手当は支給できないと私は思っております。

まとめますと、1年未満の任用期間を定めて日々雇い入れる非常勤職員には報酬を支給し、費用の弁償も行う。また、その報酬や費用弁償の額並び支給方法は、条例で定めると。また、非常勤職員には期末手当等は支給できないということだと思います。

そこで質問でございますが、本町では地方自治法204条の2に従い、長南町一般職の職員の給与等に関する条例を設けています。また、本条例第9条の給与を受ける者の規定に基づき長南町一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及び勤務条件に関する規則を設け、非常勤職員の給与等を定めています。地方自治法204条の2には、「いかなる給与その他給付も法律またはこれに基づく条例に基づかずには議員や非常勤の職員、補助機関の職員等には支給することができない」とされていますが、非常勤職員の給与等を定める長南町一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及び勤務条件に関する規則は、条例によらず給与の額を定めているものであり、地方自治法の本旨、給与等は条例で定めるといふ本旨に外れているのではないかと思います、いかがでしょうか。

また、自治法では非常勤職員への期末手当、これはボーナスですが、支給できないと思いますが、同規則第13条賃金の増給ですが、これはボーナスに該当するのではないかとということでお尋ねをするところでございます。

さらに非常勤職員の雇用の限度は何歳ぐらいまでが適切かということもお考えをお聞かせいただければと思います。

次に、4点目の附属機関についてでございます。

本件は昨年12月の定例会におきましても質問をさせていただきました。いわゆる附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項に規定されるもので、執行機関、すなわち町に設置する審議会、調査会、諮問・調査のための職員以外の外部の者を構成員として組織される機関であって、設置に当たっては条例により定めなければいけないというものであります。

地方自治法202条の3第2項では、「附属機関を組織する委員その他構成員は非常勤とする」と規定し、地方公務員法第3条3項では特別職の公務員になると規定しています。

また、地方自治法203条の2には、3問目で質問をいたしております非常勤職員のとときと同様、非常勤職員には報酬を支払わなければならない義務があり、費用弁償も規定をされています。

以上が附属機関であります。さきの定例会にて、本町には条例化されていない機関が16あるとの回答をいただいております。そこで、条例化されている附属機関はどのような機関なのか。条例化が必要な機関は16ありますが、どのような組織の名前なのか教えていただきたいと、よろしくお願いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松崎 勲君） ここで答弁に関する資料を配付します。

（資料配付）

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 7番、加藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

件名は4件ございまして、要旨7点ということでございます。順を追ってお答えしたいと思います。

まず、1点目の町の活力向上対策について、職員の提案制度の状況についてということでございます。

私は、行政改革の基本理念を役場が変われば町が変わることを基本に行政改革を進めておりますが、その手法の1つに職員の創意ある活発な行政事務の改善への取り組みが必要不可欠であります。職員の中には、前例に踏襲することなく改善しようと心がけている者もいますが、残念ながら制度に基づく提案はございません。事務事業を改善するための提案に当たっては、職場内の環境も関係していると考えます。

私は常々職員に心と知恵を出し、協調の心、思いやりの心など、みんなで心がける心を説き、またあいさつ、会釈など声かけ運動を目標に立て事務事業を遂行させています。

職員同士がいつでも気軽に話し合いを持ち、互いに信頼を築き、その中で提案がなされるものと考えていますので、明るい元気な職場づくりに合わせて提案しやすい環境にしていきたいと思います、このように考えております。

次に、結婚相談員制度について、要旨で町担当事務局の移管についてということでございます。

結婚相談員制度につきましては、昭和56年12月に長南町農村青年結婚相談所として発足、その後要綱等の改正をし、現在の長南町結婚相談所設置要綱となっております。町担当事務局は、産業振興室となっております。

現在では、全国的に見ても少子高齢化に伴い、社会全体の抱える問題となっております。長南町におきましても、その波を受け、人口は年々減少し、農村青年だけの問題でないのが現状でございます。

結婚相談員については、長生郡市内の状況を調査確認をしたところ、市町村では相談所を開設していない町が一宮町と睦沢町の2町、また社会福祉協議会に事務局を置いている町村が白子町と長生村です。さらに茂原市では市民部生活課に、また長柄町では事業課に事務局が置かれております。

そのようなことから、本町でも相談窓口については、今後のことになりましたけれども、各関係等で協議をさせていただき考えてまいりたいと、このように現時点では考えているところでございます。

次に、非常勤職員についての関係で、3点の要旨をいただいております。

1点目の報酬条例等の制定状況について、また期末手当について、この2点は関連がございますので、双方を含めて答弁をさせていただきます。

町では、臨時・非常勤職員の採用状況は、わずかではあります年々増加傾向にあつて、本年度40人前後雇用し、保育業務、施設の管理、単純業務など、多岐にわたっています。

非常勤職員については、近年その勤務実態が常勤職員と同様の場合は、地方自治法の204条の常勤職員とみなす裁判例が続出しています。これはその報酬が生活給とみなされ、常勤職員の4分の3を超える勤務をしていれば常勤職員と推認され、給料、諸手当を支給できると判断しています。

臨時職員については、常勤的勤務に服することを予定していることから、基本的には自治法204条による給料、旅費、諸手当の支給が可能と考えられます。

公営企業の非常勤職員については、自治法の203条の2の特例として、地方公営企業法第38条4項に基づく

条例及び労働協約により給料と諸手当が支給されます。

また、地方公務員法第57条に規定する単純労務職に従事する非常勤職員は、地方公営企業法38条が適用され、報酬、費用弁償ではなく、給料、旅費、諸手当が支給されることとなります。

このようなことから、給料等を支給することは可能でございます。この給料等の支給に当たっては、一般職の職員の給与等に関する条例の9条において、一般職の給与の額との均衡を失わない額において支給することができることと規定し、具体的な内容については規則において定め、支給しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、3点目の雇用の年齢制限についてでございますけれども、現在、臨時・非常勤職員については、学習支援指導員の23歳の職員から施設管理の75歳の職員まで幅広く雇用しております。

雇用年齢の制限については、職務内容や個人の健康状態なども考慮されますので、一概に制限することは非常に難しいところがございます。非常勤の中には資格を要するものがありますが、施設管理には特段資格は必要がございませんが、経験を積み、熟知した職員も必要であると考えます。

本町の場合、比較的臨時等で採用した場合、その者に再雇用契約によって、その臨時職員等に頼っている部分がございますので、今後の課題としてその人に限らず、多くの人を雇用できるようにしてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、附属機関について、要旨1点目、条例化されていない機関、そして2つ目が条例化されている機関とない機関というのが、今お手元に配付されたとおりでございますが、お答えしたいと思います。

附属機関の条例化につきましては、昨年の12月定例議会におきまして、本町にも対象となる附属機関が16ありますが、近隣市町村などとの調整を図り、条例化を進めていきたいと答弁をさせていただき、今回の議会では、その16のうち4つの機関を条例化しています。

さて、既に条例化されている機関と条例化されていない16の機関はどのような機関かというご質問ですが、条例化されている機関の委員は、非常勤特別職と位置づけられますので、例規集の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の中で示されております。お手元に参考資料1として配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。固定資産評価審査委員会委員のほか18機関がございます。

また、条例化されていない16の機関につきましても、お手元の参考資料2をごらんいただきたいと存じますが、今議会では、そのうち4つの機関につきましては条例化をお願いするものでございます。

なお、今後県や近隣市町村などとの調整の中で、さらに条例化の必要な機関が判明いたしましたら、速やかに条例化を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） どうもご答弁ありがとうございました。

再質問でございますが、まず第1に職員の提案制度についてでございます。提案しやすい環境をとどめていくというご答弁でございました。

私も事実この提案があることは知りませんが、条例集を見ておりましたらちょっと見つかって、これはいいなということで今回お聞きしたわけでございますが、なかなかこの提案制度というのは、難しい問題も多分あ

るのでしょう。とは言ってもそんなに執行部の批判が出てくるようなことも多分ないとは思いますが、町長がおっしゃっている職員が考えるということであれば、この提案制度をもう一度よく見直していただいて、問題があるところがあれば改正をしてでも、せつかくあるから廃棄することもないでしょうが、職員全員に周知をして、この関係の附属機関の中での会議でもしていただいて、若い職員が、今やっている仕事に疑問を持つ、改善を提言できる体質をつくっていくと、町長の考えている職員一人一人の体質改善に非常に役に立つのではないかとということで今回お聞きしたわけでありませう。

余計なことを言うなという職員も中にはおるかもしれませんが、いやおれはこういうことを言ってみたくてという職員も中にはおるかもしれません。職員にはそういう改善をするそういう体質をつくる。また、皆さん方管理職についてはそれを取り上げる体質をつくって、町長からいつもがみがみ言われているんじゃないで、下からちょっと町長に言ってみようというようなボトムアップの体質をつくっていきませんかとなかなか硬直したこの中ではうまくいかないだろう。職員が変われば役場も変わるでしょう。さらに議会も変われば町も変わるんだというふうに考えておるものでありますので、ひとつまたこの点よくこの決まりを再度確認していただいて、先ほど答弁もありましたが直すところがあれば直して、人事考課にも書いてありますので、十分参考にしていただいて、やる気の出る職員を多くつくっていただきたいと思ひます。よろしく願ひをいたします。

次に、結婚相談員制度でございます。

私も先ほどのとおり産建の委員長ということで、当て職でこの1年間活動をさせていただきます。

実際、結婚相談所を開いても、僕が行ってから一人二人ご父兄の方が見えたことはありますけれども、なかなかそううまくいくものではありませんが、せつかくあることでございますので、もうちょっと力を入れてやればどうかと思ひます。

町の活性化を幾ら頑張ったって人が増えないことにはこれはなりません。幾らみんなが頑張ったって次の世代が出て来ないことにはどうにもなりません。そのときには道路をつくるよりも人をつくれというほうがいいのかもありませんけれども、その一環として去年のグレートアイランドのゴルフ場の一室を借りまして、婚活パーティーを長柄町と本町と白子町と合同でやりました。担当者は非常に頑張ってくださいまして、会費をもらうパーティーですからそんなに金はかからないわけで、いかに知恵を出すかということが問題ですが、1回やったからといって、そこですぐ決まりましたと、そんなにうまい話は多分ないだろうと思ひます。年に何回かやると、またあの人がいるとか、またこの人がいるというようなことに、何回も同じ人に来てもらうのが多分いいんでしょうけれども、一目会ったその日からというのもなかなか難しい話でありますから、そういうパーティーも年に数回、先ほどの町が連携をしてやることも大事だと思ひます。

先ほども言っていますが、今はもう農家の担い手が嫁さんをもたらうという時代ではなくなっちゃっている。町に独身者はいっぱいおります。もうだんだん高齢化して行って、もう40、50どうなるのかなということで、いろいろ相談員の全貌を見ていますと、いろいろな心配な点がありますが、手をこまねいて見ているわけにはいかないということで、それには今の農政は大変でございますので、もっと総括的な面から場所を変えて、担当者も一生懸命になってやってくれるようなことで、担当が一緒に移ってもいいんですけども、農政の担当ではなく、今お聞きしますと、社会福祉協議会とかいろいろ場所があるようでございますので、その辺、今の農政ではなくて、もっと総括的な全体を見れるポジションに移していただいて、一番これは町の活性化に対し

て重要な事業なんだと、一番必要なんだということを考えをしていただければ幸いです。

この一環でありますけれども、要は子供がふえなくちゃいけない。学校も複式学級じゃ困るというようなことでありますと、やはり女性の方々にお子さんを産んでいただく、男は産めませんからお願いするしかないんですが、1人産んだ人にはもう1人何とか、2人産んだ人にはもう1人ということ、最低3人ぐらいをつくらせていただくとこれはいいかなと、ちょっとこれは婚活の関係とは違いますが、そういうこともありますので、人口をふやす一環として、もう1人産んでもらうというような感じで、お母さん方を集めて3人のお子さんを持っているお母さんとまだ1人しかいないお母さんたちを集めて、何かこうやって懇談会、懇親会、パーティーをやるとかというようなことで、じゃもう1人つくろうかなというようなことで、町もいろいろ援助をしております。医療費の面、教育の面をしておりますので、その辺の町の特質を生かして住民をふやすというようなこともどうかということ、これは提言でございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

また、こういうことで結婚相談員制度はまた十分検討していただければと思います。よろしくお願いをいたします。

次に、非常勤職員の関係でございますけれども、今いろいろな法律関係であるということでお示しいたきました。また、これは僕も帰ってまたよく調べまして、今聞いた地方公務員法、地方自治法をよく精査を私させていただいて、また執行部のほうにはお伺いしたいと思うわけでありましてけれども、要は地方自治法の本旨としては、給料、報酬等は条例で定めなさいと言っておるわけですから、条例で定めなくちゃいけないんだろうと思います。

それから、聞くと、今の町のこの非常勤職員の報酬及び費用に関する規則でもってっておりますけれども、規則であると条例を受けての規則なんですけれども、その規則だということは、条例から外れてしまって、非常勤職員の給料等が町長サイドの執行部のほうで変えられてしまうことができるんだろうと。自治法は、給料は議会を通しなさいと、議会のほうで皆さんで検討して行って、この給料でいいんじゃないかということ、自治法は言いたいのかなと思っております。

ですから、今回またいろいろありますけれども、なかなかややこしくて、すぐ頭の回転がよくて次の質問というわけにはいきませんが、今回の答弁をいただいたことをまた十分踏まえまして勉強していきたいと思っております。

今の規則は、規則の内容を変えて条例ということにさせていただければ、それで議会のほうに通していただいて、非常勤職員の給与が条例を通して変更になる、町長自ら勝手にと言ったらちょっと語弊がありますけれども、執行部のほうでそれは変えられるものじゃないんでしょうね、今のは変えられるシステムですねというようなことでありますので、また何かご答弁があればよろしくお願いをいたします。

これにも関係する附属機関の関係ですが、今回参考資料でいただきまして、誠にありがとうございます。

16機関のうち、見ますと法律により云々ということで、条例化していないということがあるわけなんです、附属機関というのは、国がどうしてももつくりなさいという附属機関、それから国がつくることもいいですよという機関、それから町が独自につくろうという機関、大きく分けて3種類ぐらいの機関があると思っております、いずれにしてもどこが何をやるうとしたとしても、附属機関をつくるのであれば、その人たちに正当な報酬、費用弁償を払うということであれば、法令はどうあっても、一概に全部は言えませんけれども、法令があつて

も町としては附属機関の何とか条例ということでしておいたほうがよろしいのではないかと思います。

また、非常勤職員であれば、地方公務員の災害の関係の補償も通勤途中になるんでしょうけれどもなる。これが附属機関で条例化してないと、町長が勝手に集めている人間だということのような感じにもなって、通勤途中の災害に公務員としての適用がされないということもあるのかなと。ちょっとこの辺はまだ勉強中で恐縮ですが、そういうこともあるなということを考えておるところでございます。

附属機関をいろいろ必要だからつくるんですが、どんどんつくっていいと思うんです、必要であれば。

要は条例でつくれということでありますから、議会側としましては提出された附属機関の条例を精査、十分勉強させていただいて、目的がちゃんとしているのか、あとだれを集めるんだと、ここがちょっと問題ですけども、どういう人たちを集めて何をさせる附属機関なのか、お手盛りの附属機関じゃ困るなど、右がいれば左がいるとか、真ん中がいるとか、男がいる女がいる、年寄りがいる若い人がいる、この辺は上手にやらないと、外から見ていると、ちょっとおかしい附属機関になってしまうんじゃないかなと思うんですね。ですから、その点は議会のほうに出していただいて、お互いに協力しながらいい附属機関をつくって、いい提言をいただいで、それを町の行政に発展させていくという目的の機関ですから、内容をちゃんとしないと、ちゃんとでもないですけども、今のようなことで人選もちゃんとしないといけない、報酬関係もちゃんと規定しなくちゃいけないということだと思います。

今回、いろいろ附属機関の問題がありますから、本来であれば議会サイドとしては、私個人の考えですが、附属機関に関する特別委員会でもつくって、そこで執行部側とよく協議をしながら、ああじゃないこうじゃないと、もっとこうしたほうがいいんじゃないのとか、いろいろ切磋琢磨して、町のためのいい附属機関、町民のためになる附属機関をつくっていかなくちゃいけないと思います。

ここに載っていない附属機関も農政関係とか、学校関係とか、多分できたり消えたり、最近ちょこちょこしているような感じがありまして、これはちょっとおかしいんじゃないかと、もしそんなに早く急ぐような機関が必要であれば、町長専決で先につくっておいていただいて、後で報告していただくということも可能というふうにももの本には書いてありますし、早急に必要であれば臨時会を開いてもらって、そこで協議をして附属機関をつくっていくということもできるはずですので、その辺十分またご検討いただきまして進めていただければと思います。

再質問のような、質問のないような感じでありまして、今のご答弁いただいたその感じを示させていただきました。

また、本件は状況を見ながら、必要であればまた6月定例会でもお聞きするかもしれませんが、もしわからないことがあれば総務省あたりに聞いていただいて、これは附属機関としてあるのかなのかということもまた聞いていただいて、またそれも教えていただいて、よりよい附属機関をつくって、ちゃんと報酬としてお支払するという、ちょっと来たから、費用弁償1,700円というのもちょっとあれですけども、費用弁償1,700円はどこから来ているのかちょっと私もよくわかりませんが、1,700円の費用弁償というか、報酬ですね、今のあれですと報酬として1,700円を費用弁償の形のような形でもらったりしておりますけれども、それも定めるべきかなということでも勉強させていただいて、わからないことがあればまた次の際に質問をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） ちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、非常勤の関係での私のほうの条例の関係でございますが、確かに加藤議員さんおっしゃるように、地方自治法では非常勤あるいは常勤の場合においては、給料あるいは報酬を払うためには条例で定めなければならないというふうにはなっております。それでは、じゃ条例にはどういった部分を定めていったらいいかというものを書いているものが、今度は地方公務員法の25条の3項のほうになりますけれども、そこにおいては、常勤の職員においては給料表だとか、昇給の基準だとか、時間外勤務だとか、そういったもろもろのことを規定しなければならないというふうには書いてありますが、そのうちの5項におきましては、非常勤の職員の関係を書いてございまして、非常勤の職員については、給与の調整に関する事項を条例に盛り込めばいいというふうに地方公務員法ではなっております。

したがって、うちのほうの一般職の給与条例において9条ですけれども、非常勤の給料については一般職の均衡を保った中で支給するというふうな規定にさせてもらってありますのは、法律どおりの解釈をさせてもらって条例に入れさせてもらってある、その9条を受けて事細かな金額を規則で定めさせてもらっているということで、決して私のほうは法律に違反した条例になっているというふうには解釈しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1点、附属機関の関係でございますが、附属機関につきましても地方自治法第138条の4の第3項において、「地方公共団体は、法律又は条例の定めるところによって附属機関を置くことができる」というふうには書いてございまして、法律または条例の定めるところによって置くことができ、法律で定めた附属機関において、それを条例化する必要はないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 二、三点、ちょっと私のほうから申し上げておきたいと思います。

まず、職員の提案制度の関係ですけれども、さっき質問の要旨の中で、町長が大きい声を出すからだということですが、これは私は自分でも十分承知して大きな声を出すというのが私のトレードマーク、いいところだと思っています。それで選挙でお世話になっているわけです。私は選挙中にこういうことを言っています。役場の職員は半分私を入れてくれない、そのくらい厳しく私はやっていますよと、それでなければ町を変えることはできない、職員が変わらなければ町が変わらないんだということでやったということは、多くの職員が承知しています。

ですから、私が大きい声を出さないで、そうしたらいいものが出てくるだろうというのは、ちょっと私には大きな声は常に出しておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

それと、結婚相談の関係についても、先ほども総体的に申し上げてありますけれども、2つほど、7つのこの近辺、近辺だけでないというかもしれせんけれども、あくまでも私どもこの近辺を考えると、2つほども

う社会情勢からして結婚相談を置くべきでないということで、民間に任せるべきだというのが2つほど出ています。ただ、私は加藤議員と全く同感に必要だと、重要な問題だというふうにとらえています。ただ、それですけれども、ただそういった時代でもあるということも認識する中で、今後のあり方は考えていかなければならない。

それで、今女性1人が1.32だと、1人ちょっとなんですお子さんをつくるのが。ですけれども、実際に結婚した者は2.23ぐらいつくっています。1人ぐらい多いんです。いかに未婚者がいるか、自分のせがれも未婚ですけれども、結婚しないことには子供ができません。ですから、結婚させるための相談なんです。そういうようなことはもう最重要なんです。

これはこの間も国の女性の書記官の方が首長を全部集めて、県内の町村会の会議のところでも話をしたんですが、非常に難しい、みんな自分のところで国で働いている女性が言うのはみんな30過ぎていても、補佐官は何歳で結婚したとかというと、二十幾つと言ったそうです。そうしたら私ども30過ぎてもまだまだ人生を楽しむですよと言っているのが少子対策をやっているんだそうですよ。そういう時代ですからと、トップが私どもに話をしました。もうその辺は、ちょっと言うことでないことまで言えないような状態になっているというのが現状であるということもしっかりととらえていかなければならないのではないかと、このように考えております。

それともう1点、最後に非常勤の関係、あるいは附属機関の関係、この関係については、附属機関については今回16のうち4つ私どもは提案をさせていただいております。もちろんこれから審議をしていただくんですが、これも12月定例会に加藤さんから質問をいただいて、郡市のこれは茂原も入れた中で私が提案いたしました。ですけれども、わかりやすく言うのなら、ついこの間もみんなどうだと、こう言いましたら長生と長南の問題だということです。

ということで、ちょっとのってこない。ですけれども、そのうちのつてきてくれれば歩調を合わせることはできますけれども、私どもはあくまでもしなくちゃいけないもの、検討する中でその都度提案するというような考え方でおりますけれども、よそではちょっとのつてもらえないというのが実情で、たしか長生も今回若干提案するのではないかと思いますけれども、郡内の状況はそうになっておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

結婚相談と職員提案制度についてはよろしくお願いをいたします。

先ほどの答弁の中で、地方自治法138条の4の3の話が出ておりますけれども、法律及び云々ということで、今お答えを西野課長のほうから伺ったというふうに思っておりますが、法律及び条例ということの法律というのは何を指しているんだろうということで、今西野課長のおっしゃったことは、それで定めるというところはもう規則でいいよというようなことだったかなと思っておりますが、法で定めろというのは何かちょっと僕が見たところでは、合っているかどうかは別として、教育委員会だとか、選挙管理委員会だとか、そういうところを指しているような感じのところを書いてあったのがありましたので、何が言いたいかということ、先ほど

言ったとおり、国の法令で何かをつくれと言っても、これはまた見解の相違で、また後であれですが、町として報酬等を払うのであれば、条例化しておいたほうがよろしいんじゃないですかという意味で、これはご提案ということで、よろしくお願いいたします。

あとそれから臨時職員の関係での一般職の職員の給与等に関する条例の第9条を受けて、規則によって非常勤職員の給料、あと期末手当のようなものを定めてありますが、私としてはこれを中身をもう一回見直して条例化してしまえば、それでもう2つ条例があっても、別に一般職を定めている条例と特別職・非常勤を定めている条例ということで、2つあって一向に不思議はない。ほかの地方公共団体におきましても、条例が2つ分けてあるところがいっぱいあります。ですから、そういうことでまた私も勉強しますけれども、よろしくまたご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで7番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は3時35分を予定しております。

(午後 3時21分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時34分)

◇ 森 川 剛 典 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、3番、森川剛典君。

[3番 森川剛典君登壇]

○3番（森川剛典君） 3番、森川剛典です。

議長のお許しをいただきましたので、長南町が元気になる施策方針を受けて、3つの項目について質問をさせていただきます。

まず、1点目として、地上デジタル放送についてですが、質問の趣旨として、現在の工事進行状況と今後の取り組みについて伺ってきたいと思います。

地上デジタル放送は、現在、町のどの家庭でも見る事ができていると思いますが、難視聴区域をカバーするために工事が進められているギャップファイラー方式の工事は予定どおり順調に進んでいるのでしょうか。

また、難視対策地域の工事終了後はどのように住民に周知してギャップファイラー方式への切りかえ促進を図っていくのでしょうか。少数ではありますが、住民の方から家は大丈夫ですか、映りますかという問い合わせも届いております。まさかギャップファイラー方式の送信アンテナを立てたら、電波を配給したら終わりということはないと思っております。

本来は公共電波の提供ということで、地上デジタル放送開始時にできていればよかったことなのですが、難視聴区域には間に合わなくて、BSの受信になって不利益を生じているところもあるわけです。それを解消するために工事全体では4億円、町の支出としては1億円という大金をかけて難視聴区域の解消を図っていくわ

けですから、きめの細かい対応が必要で、住民の皆様にはメリットがあるギャップファイラー方式への切りかえを早目にしてもらったほうがよいと考えます。

例えば自分でデジタル放送に備えてアンテナを立てた人とBSを設置して見ている人では当然対応が違ってくると思いますが、これからどのように情報提供を考えていますか。

また、受信状況などを確認していきますが、どのようにやっていくかお聞きしたいと思います。

次に、2点目として、地域公共交通についてですが、質問の1として、長南町公共交通の運行の変更について伺います。

4月からの巡回バスの運行や回数の変更によって、運行の効率や費用なども変わってくると思いますが、どの程度と想定していますか。23年度の予定と24年導入後の比較などできたらお願いいたします。

また、変更後に利用者などのアンケートなどをとる予定がありますか。

また、今さら確認ですが、確認として6年前に巡回バスを走らせるに当たって市場調査を行ったかどうかお聞きしたいと思います。

質問の2として、デマンド交通システムの導入について伺います。

4月からの巡回バスの運行や回数の改変に伴い、変わっている状況について、またお話を聞きたいと思えます。

デマンド新公共交通システムの実証運行を始めたようですが、その実証運行についてはどういう状況ですか、利用状況ですね、利用対象者への周知活動は十分進んでいますか。利用者が使いやすい工夫を考えていますか。利用者のアンケートはとっていますか、とる予定はありますか。デマンド新公共交通システムの費用対効果や年間予算はどの程度と考えていますか。

続いて、3点目の農業の活性化についてですが、質問の趣旨として、農業の活性化と農業の六次産業化の取り組みについて伺いたいと思えます。

現在平成23年3月1日、地域資源を活用した農林漁協者等による新事業の創出及び地域の農水産物の利用促進に関する法律ということで、通称六次産業化法が施行されております。

平成23年10月25日には、食と農林漁業の再生本部決定の中にある2で、基本的な考えの中に「農山漁村に存在する豊富な資源を有効に活用し、六次産業化を推進することにより付加価値を向上させ、雇用と所得を生み出し、農林漁業をさらに成長産業化する」とあります。こういう国の法律とか方針が出ております。

このように、国は農業の六次産業化を推進しているようですが、町内でも6次産業の認定を目指している人がいるようですが、何人くらいいますでしょうか。また、状況はどうなっていますでしょうか。

農業の活性化では、全農家参加型の農業形態づくりに地域農業推進基金から26年度までに2億円ほど支出を予定しています。また、お答えの中で、それからさらにお金を使って5億円という言葉も出ておりますが、農業の六次産業化を自立でいく方向を取り組みしている人たちの支援を考えていただきたいと思えますが、どうお考えでしょうか。

実際のところ、この六次産業農業のお話は非常に大きく推進をしているところかもしれませんが、実際に町の中を見ますと、今すぐ六次産業化で新しい事業として立ち上げる。起業的というのは、起こすという起業的なものですが、これを考えればかなり厳しい現実があると思えます。ただし、その予備段階ぐらいのものは町

の中に存在していると思います。今後はそういう人たちや予備段階にある部門を育成していくということが、自立した農業をしてもらおうということが農業の活性化を考える上で非常に大事なことだと思っています。

そこで六次産業化を推進していくためには、最近町が得意としている出前講座の中に入れてたり、資料配布をしたり、推進会議を開いたりしたり、人の育成や啓蒙をしていくことが重要で肝心だと思います。予算的には補助金的なものではなく、人的な育成が主になるでしょうから、金額的には幾らも要らないと思います。地域農業推進基金の100分の1くらい、100分の1でも200万円程度です。そういうものを育成に使っていく、そういう精神を注入していくことに使っていくということであればこの程度の金額でも、やはり人的な育成ということで、かなりの効果が出てくるのではないのでしょうか。今後は農業活性化に向けたそういう予算措置も考えていただきたいと思っています。

以上でこの登壇での質問を終わりにいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 3番、森川議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、件名1点目の地上デジタル放送についての要旨で、工事の進捗状況と今後の取り組みについてということでございます。

地上デジタルテレビ放送受信対策整備事業の進捗状況ですが、本年度予定しております送信施設36カ所の工事は完成しております。現在、試験電波を出しながら、最終的なチェックを行っているところです。

3月の中旬には、難視区域にデジタル放送波を発信する予定となっております。日程が決まり次第、案内チラシの毎戸配布等で区域にお住いの方々へ周知を図ってまいります。

なお、町内の電気店には、説明会で送信施設の位置や仕組みについて説明し、住民対応に協力を求めたところでございます。

早期に施設利用をということですが、現在、暫定的に衛星放送で視聴されている世帯は、操作も不便で画像も地上デジタル放送より悪く、せっかく購入したデジタルテレビの機能も使えませんので、早期にアンテナを設置し切りかえてくれるものと考えています。

また、不安定な状況で地上デジタル放送を視聴されている世帯も同様に、早期にアンテナの向きを変えていただけるものと考えています。

地上デジタル放送の特性で、難視区域にあっても適正に視聴できる世帯もありますし、裏山にアンテナを設置し視聴している世帯もあります。アンテナの向きを変えるということは、世帯に費用負担をかけることとなりますので、現在、適正に視聴できている世帯については、今後、うまく映らなくなったり、アンテナの修理が必要となったときに適正な対応をするようお願いをしております。

次に、2点目の地域公共交通について、要旨1点目、長南町地域公共交通の運行の変更についてでございますけれども、長南町では平成16年3月に巡回バスの運行を開始し、7年が経過いたしました。近年では利用者が少なくなっており、利用状況を見きわめる中で、平成23年6月に地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、巡回バスの見直しに伴う検討を行っております。

本年1月10日から実証試験では、2台の巡回バスを西地区を除き午前中のみ運行とし、その代がえとしてデマンドタクシーの運行を行っているところであります。

また、4月1日からは、巡回バスの運行を2台から1台に変更して運行することといたしました。

地域ごとでは、西地区が児童の登下校の利用がされているため4便運行し、他の地区はそれぞれ2便ずつ、午前中を中心に運行いたします。

運行の効率的な面では、どの市町村の巡回バスの利用状況も午前中の利用がほとんどであり、本町におきましても約75%となっております。このことから巡回バスにおいては、年間利用者数は1台減らしても8,000人前後の利用がされ、新たなデマンド交通の利用者とあわせて利用がふえ、より効率がよくなるものと予想しております。

費用については、巡回バスは前年度の半額の年間787万5,000円を見込んでおります。

また、当初、巡回バスの運行を始めた平成16年3月の際の市場調査等の関係ですが、町民の交通手段を確保するとともに、福祉向上を目的に運行を開始したものであり、その当時、市場調査等は特に行っておりません。さらに、運行の変更を行うに当たり、今後は利用者等に聞き取りにより意向調査を行う予定で考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、要旨2点目のデマンド交通システムの導入についてでございますが、その実証運行の状況の関係でございますが、1月中では運行日が19日間でしたが、56回の利用がされました。主に通院目的が66%となっており、また、75歳以上の方がご利用の割合が約8割を占め、また、全体の約7割が女性のご利用となっております。

次に、利用対象者への周知活動の関係ですが、ちょうなん広報、防災無線を使って周知はもちろん、特に高齢者の方々に周知を図るべく、民生委員会、高齢者教室等におきまして説明を行わせていただきました。また、町内医院、コンビニ等20カ所に掲示させていただき、周知を図りました。今後は高齢者のひとり暮らしの方々、あるいは高齢者のみで生活されているの方々に対して、個別に周知を図ってまいりたいと考えております。

また、利用者が使いやすい工夫ということですが、当日予約の検討、利用料金の額の変更、介護人の同伴、利用対象者の範囲の拡大等、さらに協議会において検討を加えているところであります。

費用対効果、年間予算のご質問ですが、特に高齢者や障害者の方で移動の手段がなく、お困りの方に対して、町内のみ運行で、予約により乗り合いで利用できるというものであり、巡回バスとは異なったサービスとなっております。初めての試みであり不明な点も多くありますが、年間延べ2,000人程度の利用を予想しており、費用としては約500万円を見込んでおります。

ただいま実証実験中ではありますが、巡回バス及びデマンド交通とも4月以降も利用状況を注視し、常に検討を加え、効率的で利用者に喜ばれるようなよりよい運行方向を検討してまいりたいと考えております。

次に、農業の活性化についてという件名で、要旨といたしまして農業活性化と農業の六次産業化の取り組みについてでございますが、六次産業化につきましては、国における支援事業と県単独による支援事業となっております。

国が推進している六次産業は、六次産業化法に基づく総合事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることとなっております。この総合事業計画の策定は、千葉六次産業化サポートセンターの支援のもとに作成を

するようになっております。利益を追求する組織や法人が対象となっております。

また、県単独事業によりますちば6次産業化チャレンジ支援事業があります。これは認定農業者や農業生産法人等が対象であり、実施計画書を策定し、県の審査基準に該当するものとなっております。

町内では現在、県単独事業を受けている者が1名いますが、国の支援の対象となる組織、法人等はいません。

いずれにいたしましても、地域で生産された農産物を加工販売の目的として事業を推進するものについての支援につきましては検討をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） どうも答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

こう流れてたくさんあると整理が難しいので、わかる範囲で再質問をさせていただきますので、ご容赦を願ひたいと思ひます。

その前に、関連することなので、行政サービスのあり方についての御礼という意味で少し申し上げたいと思ひます。

私、昨日帰るときに、ユートピア笠森のほうに防犯灯の確認に行つてまいりました。そうすると100メートル置きぐらいに防犯灯がありまして、これは409号線沿いの数よりも多くて安心できるなど、こういうことで車を走らせていきました。すると、3番組の9月で質問した路面凍結のところ、今年は余り凍結がなかったんですが、工事を施してくれたこともありまして、事故がなかったと、ありがたいなど、これは事故があつてからの事後対応。

そして、私はこれを言いたいというのは、ユートピア笠森のところはもう真っ暗です。内田川の一番上なんですが、その先は真っ暗なんです。ただ、ユートピア笠森が2月に電源を切ると向こうから電気がきて明かりがついてたという明かりが消える。それでは行政のほうから話がありまして、また関係所管の方が努力をしていただきまして、本来は消えている明かりがついている、やはりこれは行政サービスですばらしいことなんです。

実は消えてから住民が家の防犯灯とか、みんな明かりが消えちゃったけれどどうなったのと、そういうのを事前に察知して、早目に対処していただいた結果が、今明かりがこうこうともっている、こういう行政、きめの細かい事前のサービス、だれも気がついてはくれないけれども、非常にいい住民サービスだったと私はこう考へております。本当にそのユートピアの笠森のほう、公園のほうも行つてきましたが、真っ暗ですと怖いんですね。ですから、やはり防犯灯というのは非常に気持ちを明るくさせていただきました。

ですから、今後もやっぱりこういうサービス精神をぜひいただきたいということで、この地上デジタルのこととかについてもお話をさせていただきます。

大金をかけて結局問題は今映つている方よりはBSを視聴している方、家もそうなんですが、非常にチャンネルが不便なんです。老人ではなかなかこのチャンネル変えづらいとよく聞きます。ですから早目にアンテナを立てたいと思ひますが、やっぱりこういう取り組み、電波が行つているから、周知をしたからではなくて、実際にはシルバーさん、電気業者もあるでしょうけれども、そういうところがチェックをして、お宅はBSですけれども、いつごろやりますか、これは商業的なことも入るんですけども、やっぱり大金をかけたものが、

今BSが映っているからということで、何のためにこれだけのお金をかけたかということがありますので、言う分にはさほどお金はかからないわけですから、業者もいいですし、シルバーさんという考え方もあるでしょうから、そういう方が、「お宅の電波の調子はどう、BSから変えたほうがいいんじゃないの、よそは変えたら映ったよ」と、そういう効果を早く発言してほしいということで、この地上デジタル放送については注文というか、お願いをしていきたいと思います。

そして、デマンド交通というカバスの関係ですが、やはり市場調査をやらなかった、福祉的な意味合いがあると言いましたが、今後やっていくということで、こういうことが費用対効果が、非常に大事だと思います。

1,300万円ほどで済むということで、これは並行移動の金額なのでもう少し努力すると安くなるか、安くするだけが能じゃないんですが、それで利用者がふえているというお話の中で、前聞いたときは20人ぐらいの利用だというのが56回とか数字が出てきましたので、非常に効果が浸透し始めているのかなと考えますので、今後も周知していただいて使っていただきたい。

その中で、お話を聞いた中で、私の考えた中でのお話をさせていただきますが、1人1回500円という料金設定なんですけど、近距離、遠距離、この場合の差額も同じですし、また蔵持からナベヤさんとか星野薬局とか、もしそういうところに行った場合、一緒に買い物行こうよと、これは4人乗りだとしたら2,000円払うんですね。2,000円払うと、ナベヤさんまで行ったら、町のほうは2,000円いただけるけれども、運賃料金は2,000円より安くなるわけですね。町がもうけてしまう、もうけるという言い方は、ほかでは損しているんですけども、そういうようなこともありますので、この辺については割引制度も難しいという話もありますが、小幡議員から福祉ポイントもありましたけれども、やはり複数で利用した場合には、町内巡回バスの回数券を上げるとか、複数で使っていただければ、元気の出る町の活性化にもつながりますので、ぜひ複数利用を促していただきたいと、このように考えております。

そういうものを今後実証の中から利用者のアンケートをとって、やはり市場調査ではないんですが、住民の立場から、利用者から考えて、使いやすいという交通にしていきたい。とりあえずはつくったことは私はこれはすばらしいことだと思っています。ですから、後は利用しやすいようにしていきたい。

そういうことで、今後その辺についてももう少しどういうことをするかというところがあれば、その複数の利用回数とか、割引制度ができるかとか、その辺についてのちょっとご回答があればお願いしたいと思っています。

それから、3点目の農業の活性化についてでありますけど、これも方向性の問題でお話をしたいのは、お金のことは余り言いたくないんですが、農業を活性化して元気にしていくために、お金を使っていけば、これはある程度までなると思うんですね。

今までの日本の農業というのは、鈴木議員も言っていましたけれども、補助金があってようやく運営できている、それを活力でやっていくことは構わないんですね。でもこれはからは、やはり自立していく人たちも育成していかなければいけない、そういう意味で国は農業の六次産業化をしていこうと、やはり自立が大事なんだと。そういう意味で、今自立するグループ、17の生産団体もありますが、頑張っているところもあれば、それ以外のところもあります。こういう予備段階の人たちに、やっぱりもう少し活性化の力を持ってもらうと町の農業も変わっていくのかな。そういう意味で、こういう農業方法がありますよとか、六次産業化について予

備軍を引き上げていく、そういう意味での取り組みをお願いしたいと思います。

以上3点、まとめませんが、細かいところは町長以外の方でも答弁いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、森川議員さんの質問にお答えします。

まず、地上デジタルの関係でございますが、町長の答弁で3月中旬とお話があったかと思うんですが、3月12日、この電波を出す日が決定しましたので、ここでちょっと報告させていただきますと、3月12日より本格的に電波を出していこうという形を考えております。時間は正午です。

それで、難視区域をお持ちの区長さん方に、明日案内チラシをお渡しして、住民周知にご協力をいただくという形になります。それがまず報告でございます。

国等の方針としまして、この難視区域対策がとれた区域、長南町でいいますと、送信施設が今年度設置された場所については、衛星放送の代がえ放送は6カ月ぐらいで打ち切るというような話を聞いております。したがって、この6カ月間の間に衛星放送に頼らず、地上デジタル放送をしてもらうように、アンテナの向きの変更であるとか周知し、情報の提供及び相談業務に万全を期したいというふうに考えております。

あとシルバー人材の活用ですが、一応シルバー人材にも頼らず、いろいろ案内業務であるとか、そういったことはやっていけると考えております。なお、シルバー人材の中にもアンテナの設置や地上デジタルの相談に対応できる方の登録がありますので、そういった方々を紹介するようなことは、この周知を図る中でできるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） それでは、2点目のデマンド交通の関係のご質問に回答をさせていただきたいと思っております。

実証実験を行う中で、ただいま議員さんがおっしゃられましたような、似たようなケースが事実ございました。ご夫婦で千田の自宅から米満の元気クリニックさんへ通院をするというケースでございました。この場合にタクシー料金、そして自宅まで迎えに行くまでの迎車料金と申しますか、これがかかるわけでございますけれども、合わせて710円でございます。往復ですと1,420円、デマンドでご夫婦で1人500円で計算しますと2,000円かかってしまう、そうするとデマンドのほうが580円高くなる、こういうケースで、ナベヤさんに行くというケースと似たような形かと思っております。その場合には運行事業者さんに説明を事前にしておりまして、デマンドより乗り合いあるいは距離の関係で、デマンドのほうが高くなる場合は、よく説明をしてタクシー料金で取り扱うようにと、こういうことでお願いをいたしてございます。

もう1点、巡回バスとデマンドとの相互利用の関係でございますけれども、デマンド料金を割引くということはちょっと難しい面もございます。ただ、回数券の発行とかで少し1回分、2回分多くして利用していただくということは、他の町村でも例がございます。

そういったことも踏まえながら、またほかにご指摘のあった点も踏まえながら、使い勝手のいい利用者の側

に立ったよい方法を今後とも協議会で検討してまいりたい、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 産業振興室長、野口喜正君。

○産業振興室長（野口喜正君） 森川議員さんの農業の活性化、六次産業化についてということでございますけれども、町長の答弁の中にもありましたように、六次産業化につきましては、国の支援、県の支援というふうなことで2つございます。いずれにしても国の支援につきましても組織を有するもの、県の支援については、個人だと認定農業者が対象になってくるというふうなことでございます。

そういったことで森川議員の質問の中にもありましたように、六次産業化にすぐ起業できるような方というのは非常に難しい状況だと今私も認識しております。森川議員さんの頭の中にもそういったことがあるのではなかろうかと思えます。そういったことで機会がありましたら、その六次産業化というものもありますというふうなことでお話をしていきたいと思えますし、国で言っている六次産業化というのは、すごく幅広い内容でありますし、長南町でいえば地産地消、長南町でできたものを長南町で加工して販売していくようなものも六次産業化の一つでもありますから、そういったことで機会あるごとに六次産業化についてのお話もしていきたいというふうに考えますので、そんなところでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 幾つか担当のほうから答弁しました。私のほうからもう少しきちっとしたいと思います。

まず、テレビの関係で周知の仕方について、12日からこうなるということで、シルバーでも使って、皆さんが困るというか、今、不便を来しているものがうまく移行できるようにしたらということに対して、室長のほうからいろいろ答えていますが、私は室長のほうへ言っていることは、難視区域を調べたとき、アンテナをこうやって持って行って調べたりなんかいろいろしましたね、ああいったきめ細かなことをやって、どんどんやれというふうにしてあります。それには金がかかるかどうかはわかりませんが、いずれにしてもせっかくなことを区長さんを通じてこういうふうになったよぐらいでは私はいかんと思っていますから、そのように指示はこの間したんですが、それはそういうふうにするかやらないかわかりません。答弁していませんけれども、私はそういうふうにするかやれと言っていますから、やってくれると思えますので、ちょっと加えておきます。

それと、乗り合いタクシーの関係、実は委員長なんですよね検討委員会の。それで今聞いたら、1人500円というのは、2人乗って1,000円、3人乗って1,500円というのを今初めて知ったんです。2人乗れば得だなと思って。じゃ半額にしようと言ったら、それはできないと、検討委員会で決めなければならないと。これは検討委員会というのは、バスの運送業の人、あるいは国の方等々いろいろな方がいますから、利害関係があってはならない人たちの集まりなんです。もうそういった利害関係は決められたことで利害関係のない人たちが法律に定められたこういう人たちの集まりだということの委員会ですから、そういったことでやたらには下げられないと、こういうことでございますけれども、私としては4人乗ったら2,000円払うと言ったら、おつりが来ちゃうぞと、今さっきおっしゃったような事態が出てしまうので、これはちょっと業者に幾ら幾ら以上オーバーするものをもろうなという指導をするんだったら、そういうふうに正規の料金以上取っちゃいけないと

か、そういうふうを決めるべきだと思いますので、この辺はその委員会のほうでもっともっと検討をさせていただきたいということ。

それとデマンドについては、担当のほうへ指示してあることは、周知の仕方なんかについても1月10日からこうなりましたということで、今タクシーをやっていますね。まだ試験的だ、実証だ、いつまで実証をやるんだと、実証、実証といったら周知の仕方ができないぞと、期限を切ってやるというふうにしてありますから、実証実験もそのうちいつまでという期限を切って、委員会のほうではこういうふうにして結論を出すというふうになると思いますので、そう遠くない将来には、すっきりした形ができるということでご理解いただきたいと思います。

それと最後の農林関係の助成については、野口室長から答えておりますけれども、あくまでも国はもちろんですけれども、県の助成になったもの等については、町もできる限り上乘せというか、町独自の助成ができるように要項等の検討をしていきたいと、このように考えていますので、県の助成対象になったものの上乗せを検討をするということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、再々質問をさせていただきます。

確認なんですけれども、6カ月で打ち切りというのは、例えば私どものBSを受けているところもそのギャップファイラー方式が始まる6カ月以内にアンテナを立てなさいということなんですか。それとも6カ月までにアンテナを調整して、それ以外についてはもう各自だという意味なんですか、それがちょっとわからない。6カ月で打ち切りという意味が。打ち切りと言われたら、じゃもうBSは見れないのかなと、5年だという話だったのに6カ月で打ち切りという話になると見れないかなという、ちょっと勘違いかなと思うんですが、それをちょっとはっきりさせていただきたいということと、やはり映っている方とか見れる方はかなり努力しても見れているんですよ。ですから、今後そのBSを切りかえるとき、特に高齢者ですよ、その方へのやはりサービスというか、こうやるとできますよとか、そういう見れない、やりづらいところ、そういうところに力を入れて、情報提供をしたり、周知をしたり、見れることまでが、電波を出すことで公共的なのは終わっているかもしれませんが、住民としては見れなければ、デジタルが利用できなければ同じなんですから、そういう立場で考えて行っていただきたい。

それから、デマンドについて。

これはインターネットに交通活性協議会の葛岡委員長は非常に頑張ったご答弁をされて、ご苦労なさっていることは重々承知しております。やはり店のケースじゃなくて千田のケースがあるように、じゃせつかく使っているタクシーに切りかえたら安いという、そういう方法じゃなくて、やはり何とかして複数利用するという方については、割引制度が難しければ、ほかの利用券を配る何かの方法を考えていただいて、複数が利用して安くてデマンドなんだよと、デマンドを使ったら高かったんだなんていう話はやはりおかしいと思うので、この辺はまた活性協議会が大変でしょうけれども、またちょっと検討していただきたいと思います。

最後に六次産業化についてですが、私の趣旨としては、六次産業がなればいいんですが、上乘せもそのとおりだと思いますけれども、やはりその予備軍、今の露店で さんて名前を実名を出しちゃいますけれども、

その方が申請をしている。その方が申請できたというのは、やはりああいうところでそういう商売をしていた。自分の産品じゃないけれども、長南町の産品を売って六次産業化したわけですね。ですから、そういう小さな育成をしていかないと補助金を受けられなくても、六次産業化をやっている人は補助金が欲しいわけなんですね。町の全体の人が自立して六次産業化すると活性化になるんじゃないかということでお話をしていますので、補助金をもらえる人だけ応援するんじゃなくて、そういう小さな予備軍についても支援をしていただき、育成をしていただきたいなど、そういうことでお願いをして、質問を終わります。

デジタルのことだけちょっとお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 再々質問に対して答弁を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、森川議員さんの質問に対してお答えしたいと思います。

この長南町で行っています地上デジタル放送の難視対策、これは送信施設を立てたからといって事業が終了すると町でも思っておりません。この事業については、長南の方々が地域格差がなく、快適な地上デジタル波を受信できるようやっておりますので、皆さんが快適に地デジのテレビが見られるようになって初めて終わるというふうに考えております。

先ほど国の方針で6カ月という話をさせていただきましたけれども、この町として難視対策がとれた地域、今回36カ所から地上デジタル電波を出すような区域がありますけれども、その区域に限って6カ月、その中で衛星放送を見ている方はいると思いますが、国の表現でいいますと、今かぎをあげて、そこに衛星の番組を入れているというような形を言っています。

ですから、難視区域でない方のお家では、BSをつけても地上デジタル放送の番組は見られないという形、難視区域の人だからこそかぎをあげて、BSで地上デジタル放送の番組が見られるという状況をつくっておりますので、これはまだ正式に言ってきたわけではないんですが、6カ月をめどにそのかぎを閉めますよという言い方がされていますので、町が難視対策をとった区域については6カ月間を目標に、皆さんがちゃんとBSに頼らないで地上デジタル放送を見られるように指導というか、アンテナの向きを変えてくださいとか、そういった情報提供とか案内に努めてまいりたいと思います。特にご指摘のあった高齢者のみの世帯、そういったところには特に注意を払いながらやっていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） これで、3番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松崎 勲君） 次に、9番、丸島なか君。

〔9番 丸島なか君登壇〕

○9番（丸島なか君） 皆様、改めましてこんにちは。9番議席の丸島なかでございます。

私で最後の質問となりました。大変お疲れとは存じますが、もうしばらくご容赦願います。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。

議長よりお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。最後ですので、さわ

やかに、また元気よく行いたいと思いますので、希望の持てる答弁をよろしく願いをいたします。

まず、1点目の予防接種事業についての高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてお伺いをいたします。

がんや心疾患、脳血管疾患に次いで、日本人の死因の上位を占める肺炎、この病気で年間11万人を超す高齢者が亡くなっているそうです。肺炎は抵抗力のない高齢者にとって怖い病気の一つですが、その予防には肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされております。肺炎の多くは風邪などをこじらせてかかってしまう市中肺炎です。肺炎球菌ワクチンは、この市中肺炎に有効とされ、接種率は向上しているとのこと。

しかし、近年、高齢者の肺炎による死者数は、減るどころか増加傾向にあるそうです。原因菌である肺炎球菌自体は人の鼻の奥や気道に常に存在していて、健康なときは体に害を及ぼさないそうですけれども、風邪やインフルエンザで粘膜が荒れると体内に侵入をし、肺炎などの感染症を引き起こすそうです。

肺炎球菌ワクチンは、80種類以上型がある肺炎球菌のうち23種類に対して予防効果を発揮し、これにより重症化しやすい肺炎球菌による肺炎全体の8割以上を抑えることができるそうです。

また、一度摂取すれば、効果が5年以上持続するのも特徴の一つです。予防ワクチンの効果は、海外の研究で確認済みで、世界で広く使われているそうです。現在、肺炎球菌ワクチンの接種は、一部の病気を除いて、保険適用とはなっておりません。全額自己負担が原則で、接種費用は8,000円から1万円程度と医療機関によって異なるそうです。現在、全国660の市町村が先行して公費助成を行っているそうです。しかし、それでも65歳以上の接種率は、日本ですと12%、米国では60%と聞いております。

このような中、私は平成18年12月と平成21年9月の2回、肺炎球菌ワクチン助成の質問をさせていただきました。先日15日に行われました24年度予算大綱で、健康で心の通う福祉の充実を掲げ、肺炎球菌ワクチンの接種の助成をしていただけるということですので、大変うれしく思っております。ありがとうございます。

つきましては、年齢は何歳からでしょうか。助成の金額はお幾らでしょうか。実施時期はいつごろからでしょうか。最後に、周知方法はどのようにするのか、4点ほどお伺いをいたします。

2点目の庁舎の安全対策について、バリアフリー対策についてお伺いをいたします。

我が町は高齢者が3割を優に超しております。高齢者や障害のある方が生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会を実現するため、支援を要する高齢者等を地域全体で支える社会づくりが重要であると認識しております。

そのためには、自助・共助・公助を組み合わせながら、特に高齢者や障害のある方が生涯にわたってその人らしい生活を送れる町づくりを進める必要があると考えます。高齢化社会を控えたバリアフリー化が欠かせません。エレベーターの設置、トイレの洋式化の改善、手すりの設置や調理室の水道の蛇口の改善等々、町民に優しい町づくりについてお伺いをいたします。

近年、公共施設のバリアフリー化についてはかなり整備がなされてきましたけれども、ハード面での最大のバリアは階段であります。本町では庁舎にエレベーターが設置されておりません。せめて今後はエレベーターの設置を望むものであります。エレベーター設置については、特に高齢者や障害者団体の方たちより、設置していただきたいとの声を聞いております。町のお考えをお伺いいたします。

次に、トイレの洋式化の改善について質問をいたします。中学校は新校舎になったばかりですのでよいのですが、各小学校施設の中でも、子供にとってトイレの環境整備は非常に重要ではないかと考えております。ト

イレは今や一般住宅においては、暗い、臭い、汚いという、いわゆる3Kのイメージから、むしろ清潔で、しかも快適な場所との位置づけに認識も変わりつつあり、事実一般家庭ではスペースが広く、明るくきれいなトイレがふえております。しかも今は洋式トイレが主流であり、トイレメーカーの需要も9割が洋式であり、和式はわずか1割にとどまっており、今後ますます洋式化の傾向は強まるでしょうとの話も聞いております。

このような環境で育った子供たちが、いざ学校へ行くと和式がほとんどで、しかもいまだに3Kに近いイメージのトイレが多いのが実態ではないでしょうか。洋式でなれた子供が小学校に入学し、いざトイレに行くと和式で大便ができない子供もいるため、保護者は就学前に和式トイレでも大便ができるように教えなければならないという話もお伺いをしております。トイレに行けないということは、精神的なストレスにもつながり、さらに健康に支障を来すことも十分に考えられます。

学校のトイレは、児童・生徒が毎日利用する場でもありますし、健康を支える重要な場といたしまして、多感な児童・生徒の生理的、心理的な面にも配慮しながら整備していく必要があると考えます。今後、一層学校トイレの改善に努める必要があると思うのですが、町のお考えをお伺いいたします。

また、トイレの洋式化については、学校ばかりではなく、公民館等公共施設におきましても、町民の多くは自分の家のトイレも和式のトイレから洋式トイレに変えているのが実情でございます。特に年齢を重ねてまいりますと腰痛やひざの痛みなどがある方など、和式トイレでは用足しができないというような声も多く聞いております。何とか洋式トイレに改善してほしいという声を聞いておりますけれども、町のお考えをお伺いいたします。

また、先日、庁舎の入り口付近で、町外からおいでのある社長さんに偶然お会いをいたしました。70代後半の方で、保健センターの2階まで案内をいたしました。階段を一緒に上ったわけですが、手すりがあるとありがたいよねと言っておられました。ほかにもこのような声がございます。公民館や庁舎内等に手すりの設置要望に対してのお考えをお伺いいたします。

また、公民館の調理室の水道の蛇口ですけれども、今現在はひねり式で2バルブハンドル式というそうなのですが、それから今風のもの、上下シングルレバーに改善していただきたいとの声もあります。

公共施設等については、不特定多数の方々が、また多くの町民が会員同士のコミュニケーションを図るため、さまざまな形で利用されておりますが、高齢社会が進展する中、町民が安心して使えるような施設としなければならないと思います。

バリアフリー対策について、以上4点お伺いいたします。最初に申し上げましたように、希望の持てる答弁をよろしく願いをいたします。

以上で壇上での質問を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 9番、丸島議員さんの質問にお答えします。

件名の予防接種事業について、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種についてということでございます。

この関係については、平成24年度の新規事業としまして、高齢者インフルエンザの予防接種事業と同じよう

に、65歳以上の方全員を対象といたしまして、1人当たり3,000円の助成を考えております。

なお、年度当初は、各種がん検診や特定健診などがありますので、7月ごろに高齢者肺炎球菌予防接種の予防接種の予診票を送付する予定でございます。対象者全員に予診票を郵送するときに、予防接種の内容、補助の対象となる医療機関などを明記するとともに、広報等に掲載し、高齢者肺炎球菌予防接種事業を周知させてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、庁舎の安全対策について、バリアフリー対策についてということでございますが、現在、町では本庁舎については、災害時における活動拠点施設として、また、長南町耐震改修促進計画に基づいて、平成22年度に耐震診断を行い、その結果は耐震性を満たしていなかったため、耐震性能の確保のため、調査を進めているところでございます。非常に傷んでいるということでございます。

ご質問の庁舎エレベーターの設置についてでございますが、この耐震調査結果に基づき、概算工事費を算出し、仮に庁舎耐震補強工事を始める場合、庁舎改修年次計画を策定し、エレベーターや老朽化した設備などもその中に計画として盛り込み、財政事情を考慮する中で、緊急度あるいは要望の多いものなど総合的に判断し、計画的にエレベーターを設置していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、本庁舎階段の手すりの設置の関係でございますが、現在、庁舎中央と東側の2カ所に階段がございます。中央の階段につきましては手すりはあるもの、東側の階段には手すりがございません。高齢者の方々にはご不便をおかけしておりますが、ただいま申し上げましたように、基本的には緊急時のものを除き、庁舎改修年次計画の中で考えてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、公民館及び改善センターのトイレの洋式化及び公民館調理室の蛇口の変更でございますが、町中央公民館では耐震診断を実施しておりますので、その状況に応じて修理改修を行うとともに、生涯教育に対応した機能強化とトイレの洋式化、調理施設整備等を検討してまいります。

また、各小・中学校の洋式トイレについては、各棟、各階におおむね設置されているので、今後は必要に応じて教育委員会と協議して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げて、希望の持てる答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 大変ありがとうございます。

再質問ですけれども、1点目の肺炎球菌ワクチンの助成につきましては、65歳以上3,000円、そして7月ごろを目途にということを実施していただけるということで、よろしくお願いをいたします。

このことについては、もう1点質問がございまして、償還払いなのか現物給付なのか、これをちょっとお伺いしたいと思います。

そして、2点目の庁舎の安全対策について、バリアフリーですけれども、エレベーター、そして手すり、これは耐震性が満たされていないということで、それを見きわめながら一緒に工事をやるということにお聞きしたんですけれども、エレベーターについてはそれでいいとは思いますが、この手すりについては予算が許せばなるべく早目につけていただけるとありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

そして、調理室の水道の蛇口の件は、ちょっと何か聞き漏らしちゃったような、蛇口の件はちょっと私が聞

き漏らしちゃって申しわけありません。蛇口の件と、あと流し台が6個あるそうなんですけれども、この流し台にはお湯の出るところが1カ所しかないということで、今、冬場で寒いということもありますし、洗っていてもなかなか油ものだとか、そういうものも落ちないということで、ぜひお湯が出るようにしていただければとてもありがたいという、そういう要望もございますので、これは要望で通告もしてありませんので答弁はよろしいですけれども、これはお湯のことは通告してございませんので、要望でよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、洋式トイレの件なんですけれども、小学校の前に保育所や幼稚園に入るわけなんですけれども、こうした状況の解消や洋式トイレの整備、これは園児とか児童とか、生徒が快適に利用できる環境整備をするということは、こういうこの施設改善に努めていくことがとても重要なことかなとも考えております。ちょっとほかのところのお話を聞きますと、他の小・中学校におきましては、最近では居心地のよいトイレを望む子供たちの意見を取り入れて整備を行っている学校もあるようでございます。

そして、今のは学校なんですけれども、庁舎とか公民館の洋式トイレですけども、先ほども何回も言っておりますけれども、我が町は高齢化が30%をはるかに超えているわけですので、バリアフリーができていない、和式のトイレしかない、また、いすが使えないなど、こういった施設は早急に調査をして、高齢者が利用しやすいように改修すべきと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、石橋弘道君。

○保健福祉室長（石橋弘道君） 高齢者のインフルエンザの現物給付か償還払いかということでございますけれども、すみません、肺炎球菌ということで。高齢者のインフルエンザと同じように、高齢者が対象でございますので、負担をかけないように現物給付ということで、現物給付ということは契約している医療機関に3,000円を差し引いた額を支払うということで進めていきたいと思っております。

なお、町長の答弁でありましたけれども、7月ごろを予定してございますけれども、仮に7月前にどうしてもやらなきゃいけないという方がいた場合は、お手数ですけども、その領収書を保健福祉室の窓口を持ってきていただければ、これについては償還払いという形で補助を差し上げたいと思っております。なるべくでしたら7月個人通知が行ってから実施をしていただければというふうに考えています。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） ほかの件については要望で結構ですか。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） あといろいろと流し台、手すり、水道の蛇口、6カ所あるうち1カ所しかお湯が出ない、トイレは学校ばかりじゃないとかいろいろ出ておりますけれども、庁舎と公民館の関係について、いろいろと指摘をされている問題につきましては、わかりやすく申し上げて、双方とも耐震でどういう工事をするか、まず耐震の関係の工事の中で検討をまずします。その際に公民館だったら、どういうことをしなければならぬかということで、午前中出た中庭の利用やなんか全部検討して、これだけこういうふうにするというときには、皆さんで決めてこういうふうにすると言ったときに金額がでますね、総体金額が、そうしましたら、年次計画で急ぐものから工事をやります。

ですから、耐震だけやるだとか、トイレだけやるだとか、階段だけやるだとか、そういうことはしません。全体で考えて必要に、一番最初からやらなくちゃいけないものを庁舎のほうもやるというふうに、両方そうい

うつもりで考えていますから、あれをやるこれをやるなんていうふうには考えません。もうここまでくれば耐震をまず第一に考えて、あとどういうものを今の形に合ったもの、時代に合ったものにするかを総額で算出をした中でやる順序は決めていきたいと、このように考えております。

なお、トイレについては、役場のトイレも職員でさえも1階の職員が2階、3階のトイレを使っているんですよ。私は見ぬふりしているのだけれども見えるんです。それを使っている職員は1階のトイレは嫌だね。だけれどもトイレを貸してねと来る人は大体1階のトイレを町民は使っているんです。よそから来る人は、役場はトイレ借りられる。来ると大体1階を使っていて、いやこんなトイレかなと思われているかなと思うと嫌なんですけれども、職員は上へ行っている。もう悪いのはわかっていますから、総体的に見直す中で検討していきたいと、順番はどうなりますかは、またよく協議をさせていただくということで、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） これで、9番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前9時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

(午後 4時41分)